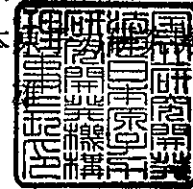




令01原機(峠)102
令和2年1月16日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請の
一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成30年11月30日付け30原機(峠)124をもって申請を行った国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請(令和元年8月9日付け令01原機(峠)037にて一部補正)を別紙のとおり一部補正します。

核燃料物質加工施設保安規定の変更の一部補正

I. 補正の内容

平成30年11月30日付け30原機（峠）124をもって申請を行った国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請（令和元年8月9日付け令01原機（峠）037にて一部補正）を別添1のとおり一部補正する。

また、既に認可を受けている保安規定に対し、一部補正を含めた変更の内容を別添2に示す。

II. 補正の理由

火災が発生した場合に備えて、あらかじめ講じる措置をより明確にするとともに、記載の適正化を図る。

令和元年8月9日付け令01原機(峠)037にて一部補正した別添1及び別添2を以下のとおり一部補正する。

該当箇所	補正前(令和元年8月9日付け一部補正)	補正後
別添2 第25条	<p>(内部監査)</p> <p>第25条 理事長は、次の各号に掲げる事項を含む内部監査の要領書を定める。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムが、第21条(業務の計画及び実施)に適合していること、JEAC4111-2009の要求事項に適合していること、品質保証計画書の要求事項に適合していること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(内部監査)</p> <p>第25条 理事長は、次の各号に掲げる事項を含む内部監査の要領書を定める。</p> <p>(1)～(7) (補正なし)</p> <p>2 (補正なし)</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムが、第21条に適合していること、JEAC4111-2009の要求事項に適合していること、品質保証計画書の要求事項に適合していること。</p> <p>(2) (補正なし)</p>
別添1及び別添2 第84条	<p>(非常事態の事前措置)</p> <p>第84条 所長は、非常事態に備えて、次の各号に掲げる措置をあらかじめ講じる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 火災が発生した場合における消防機関への通報や消火又は延焼の防止に必要な活動が確実にできる体制を定める。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(非常事態の事前措置)</p> <p>第84条 所長は、非常事態に備えて、次の各号に掲げる措置をあらかじめ講じる。</p> <p>(1)～(2) (補正なし)</p> <p>(3) 火災が発生した場合における消防機関への通報や消火又は延焼の防止に必要な活動が確実にできる要員の配置、訓練等を含めた体制を定める。</p> <p>2～3 (補正なし)</p>

該当箇所	補正前（令和元年8月9日付け一部補正）	補正後																																																		
別添1及び別添2 第18表	<p>第18表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査 (第77条関係) (1/5)</p> <p>(略)</p> <p>第18表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査 (第77条関係) (2/5)</p>	<p>第18表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査 (第77条関係) (1/5)</p> <p>(補正なし)</p> <p>第18表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査 (第77条関係) (2/5)</p>																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備(建物)名称等</th> <th>検査項目</th> <th>検査内容</th> <th>頻度</th> <th>要求される機能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の貯蔵施設 ANSI規格48Y ハンドリング用シリンダ 滞留ウラン回収容器</td> <td>①外観検査</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>②員数検査</td> <td>ANSI規格48Y、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器の員数を識別番号等の記録で照合し、核燃料物質の貯蔵施設に保管中の本数と員数が同じであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>③漏えい検査</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設 主棟(排気系1)</td> <td>(略)</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table>	設備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	要求される機能	維持すべき期間	担当課長	核燃料物質の貯蔵施設 ANSI規格48Y ハンドリング用シリンダ 滞留ウラン回収容器	①外観検査	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	②員数検査	ANSI規格48Y、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器の員数を識別番号等の記録で照合し、核燃料物質の貯蔵施設に保管中の本数と員数が同じであることを確認する。	③漏えい検査	(略)	放射性廃棄物の廃棄施設 主棟(排気系1)	(略)						<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備(建物)名称等</th> <th>検査項目</th> <th>検査内容</th> <th>頻度</th> <th>要求される機能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の貯蔵施設 ANSI規格48Y ハンドリング用シリンダ 滞留ウラン回収容器</td> <td>①外観検査</td> <td>(補正なし)</td> <td rowspan="3">(補正なし)</td> <td rowspan="3">(補正なし)</td> <td rowspan="3">(補正なし)</td> <td rowspan="3">(補正なし)</td> </tr> <tr> <td>②員数検査</td> <td>ANSI規格48Y、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器の員数を識別番号等の記録で照合し、核燃料物質の貯蔵施設に保管中の員数と同じであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>③漏えい検査</td> <td>(補正なし)</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設 主棟(排気系1)</td> <td>(補正なし)</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table>	設備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	要求される機能	維持すべき期間	担当課長	核燃料物質の貯蔵施設 ANSI規格48Y ハンドリング用シリンダ 滞留ウラン回収容器	①外観検査	(補正なし)	(補正なし)	(補正なし)	(補正なし)	(補正なし)	②員数検査	ANSI規格48Y、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器の員数を識別番号等の記録で照合し、核燃料物質の貯蔵施設に保管中の員数と同じであることを確認する。	③漏えい検査	(補正なし)	放射性廃棄物の廃棄施設 主棟(排気系1)	(補正なし)					
	設備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	要求される機能	維持すべき期間	担当課長																																													
核燃料物質の貯蔵施設 ANSI規格48Y ハンドリング用シリンダ 滞留ウラン回収容器	①外観検査	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																														
	②員数検査	ANSI規格48Y、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器の員数を識別番号等の記録で照合し、核燃料物質の貯蔵施設に保管中の本数と員数が同じであることを確認する。																																																		
	③漏えい検査	(略)																																																		
放射性廃棄物の廃棄施設 主棟(排気系1)	(略)																																																			
設備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	要求される機能	維持すべき期間	担当課長																																														
核燃料物質の貯蔵施設 ANSI規格48Y ハンドリング用シリンダ 滞留ウラン回収容器	①外観検査	(補正なし)	(補正なし)	(補正なし)	(補正なし)	(補正なし)																																														
	②員数検査	ANSI規格48Y、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器の員数を識別番号等の記録で照合し、核燃料物質の貯蔵施設に保管中の員数と同じであることを確認する。																																																		
	③漏えい検査	(補正なし)																																																		
放射性廃棄物の廃棄施設 主棟(排気系1)	(補正なし)																																																			
<p>注1) 漏えい検査におけるスマヤろ紙の放射能測定は、安全管理課長が実施する。</p> <p>第18表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査 (第77条関係) (3/5)～(5/5)</p> <p>(略)</p>	<p>注1) 漏えい検査におけるスマヤろ紙の放射能測定は、安全管理課長が実施する。</p> <p>第18表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査 (第77条関係) (3/5)～(5/5)</p> <p>(補正なし)</p>																																																			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質加工施設保安規定

新 旧 対 照 表

(補正後版)

令和2年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>（目的） 第 1 条 この規定は、<u>「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」</u>第 2 2 条第 1 項の規定に基づき，同法律及び核燃料物質の加工の事業に関する規則等（以下「法令」という。）に従い，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）核燃料物質加工施設（以下「加工施設」という。）における保安について定め，核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（基本方針） 第 1 条の 2 （略）</p> <p>（適用及び遵守） 第 2 条 （略）</p> <p>（関係法令及び規定の遵守） 第 3 条 （略）</p> <p>（安全文化の醸成） 第 3 条の 2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>（目的） 第 1 条 この規定は，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき，同法律及び核燃料物質の加工の事業に関する規則等（以下「法令」という。）に従い，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）における<u>廃止措置段階</u>の核燃料物質加工施設（以下「加工施設」という。）に係る保安について定め，核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（基本方針） 第 2 条 （変更なし）</p> <p>（適用及び遵守） 第 3 条 （変更なし）</p> <p>（関係法令及び規定の遵守） 第 4 条 （変更なし）</p> <p>（安全文化の醸成） 第 5 条 （変更なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。 ・変更の理由 1 廃止措置段階へ移行した規定であることを明確にする。 【補正にて変更】 ・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。 ・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。 ・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。 ・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 2 章 保安管理体制 第 1 節 組織及び職務</p> <p>（操作及び管理に関する組織）</p> <p>第 4 条 加工施設の操作及び管理を行う者の組織は、第 1 図に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第 5 条 機構（センターを除く。）において加工施設の管理を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、加工施設の保安を総理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における加工施設の保安に関する品質保証活動に係る業務を行う。</p> <p>(3) 統括監査の職は、加工施設の保安に関する品質保証活動の監査の業務を行う。</p> <p>(4) 契約部長は、本部における加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(5) 人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける加工施設の保安を統理する。</p> <p>2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。</p> <p>3 センターにおいて加工施設の操作及び管理を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、保安を統括する。</p> <p>(2) 副所長（技術担当）は、計画管理室長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(3) 副所長（事務担当）は、総務課長、調達課長及び安全管理課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(4) 環境保全技術開発部長は、施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(5) 施設管理課長は、加工施設の運転・保守に係る業務（設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び環境保全技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 保安管理体制 第 1 節 組織及び職務</p> <p>（組織）</p> <p>第 6 条 加工施設に係る保安活動を行う者の組織は、第 1 図に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第 7 条 機構（センターを除く。）において加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、加工施設の保安を総理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における加工施設の保安に関する品質保証活動に係る業務を行う。</p> <p>(3) 統括監査の職は、加工施設の保安に関する品質保証活動の監査の業務を行う。</p> <p>(4) 契約部長は、本部における加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(5) 人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける加工施設の保安を統理する。</p> <p>2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。</p> <p>3 センターにおいて加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、保安を統括する。</p> <p>(2) 副所長（技術担当）は、計画管理室長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(3) 副所長（事務担当）は、総務課長、調達課長及び安全管理課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(4) 環境保全技術開発部長は、施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(5) 施設管理課長は、加工施設の運転・保守に係る業務（安全管理課長の所掌する業務を除く。）、加工施設の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務（設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務（放射性廃棄物でない廃棄物の管理を含む。）、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び環境保全技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条見出し及び条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階の保安活動を行う組織へ変更する。 【補正にて変更】</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階の保安活動を行う組織へ変更する。 【補正にて変更】</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工施設の運転・保守に係る業務が除かれた職位を削る。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、施設管理課長が所掌する施設・設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務を追加するとともに、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務を行うことを明確にする。 【補正にて変更】</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(6) 設備処理課長は、滞留ウランの回収に関する設備の<u>運転・保守</u>に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）を行う。</p> <p>(7) 処理技術開発課長は、<u>核燃料物質等の分析に係る業務</u>（分析設備の<u>保守を含む。</u>）を行う。</p> <p>(8) 計画管理室長は、加工施設の<u>事業計画</u>に係る業務を行う。</p> <p>(9) 総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理に係る業務、<u>センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動</u>（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に係る業務並びに非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</p> <p>(10) 調達課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(11) 安全管理課長は、加工施設及び従業員に係る放射線管理及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、加工施設の保安に関する品質保証活動の推進の事務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</p> <p>(12) 核燃料取扱主任者補佐チームは、核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>4 第3項第2号から第4号までの職位の副所長及び環境保全技術開発部長を総称して、以下「統括者」という。</p> <p>5 第3項第5号から第7号までの職位の3課長を総称して、以下「管理者」という。</p> <p>（代理者の指定） 第6条 （略）</p>	<p>(6) 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備の<u>操作停止に関する恒久的な措置</u>に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）<u>並びに加工施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去に係る業務</u>を行う。</p> <p>(7) 処理技術開発課長は、分析設備の<u>操作停止に関する恒久的な措置に係る業務</u>を行う。</p> <p>(8) 計画管理室長は、加工施設の<u>廃止措置に関する計画の調整</u>に係る業務を行う。</p> <p>(9) 総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理に係る業務並びに非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</p> <p>(10) 調達課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(11) 安全管理課長は、加工施設及び従業員等に係る放射線管理及び安全管理に係る業務（放射線管理設備（<u>エリア用HFモニタを除く。</u>）の運転・保守を含む。）、<u>エリア用HFモニタの操作停止に関する恒久的な措置に係る業務</u>、加工施設の保安に関する品質保証活動の推進の事務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</p> <p>(12) 核燃料取扱主任者補佐チームは、核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>4 前項第2号から第4号までの職位の副所長及び環境保全技術開発部長を総称して、以下「統括者」という。</p> <p>5 第3項第5号から第7号までの職位の3課長を総称して、以下「管理者」という。</p> <p>（代理者の指定） 第8条 （変更なし）</p>	<p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、設備処理課長が行っていた滞留ウラン回収に関する設備の運転・保守に係る業務を削り、同設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務、加工施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去に係る業務を追加する。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、処理技術開発課長が行っていた核燃料物質等の分析に係る業務を削り、分析設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務を追加する。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、計画管理室長の職務を廃止措置に関する計画の調整に係る業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない初期消火活動の体制の整備に係る業務を総務課長の職務から削る。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、安全管理課長が所掌するエリア用HFモニタの操作停止に関する恒久的な措置に係る業務を追加する</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 2 節 核燃料取扱主任者</p> <p>（核燃料取扱主任者の選任）</p> <p><u>第 7 条</u> 理事長は、加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうちから、核燃料取扱主任者を選任する。</p> <p>2 理事長は、核燃料取扱主任者が、旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、<u>代行者</u>を核燃料取扱主任者免状を有する職員のうちからあらかじめ定める。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、<u>第 5 条</u>に定める職務を兼任してはならない。ただし、代行者はこの限りではない。</p> <p>（核燃料取扱主任者の職務）</p> <p><u>第 8 条</u> 核燃料取扱主任者は、加工施設の核燃料物質等の取扱いに関して、保安のため次の各号に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 必要と認めた場合は、理事長又はセンター担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 必要と認めた場合は、各職位に対して指示・勧告又は助言する。</p> <p>(3) 必要と認めた場合は、加工施設で業務を行う者に対して指示する。</p> <p>(4) 所轄官庁が法令に基づいて行う検査に原則として立ち会う。</p> <p>(5) 法令に基づく申請・報告を審査する。</p> <p>(6) この規定に係る記録の確認を行う。</p> <p>(7) <u>第 2 7 条</u>に定める<u>加工計画等</u>、<u>施設定期自主検査の実施計画等</u>の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(8) 保安教育訓練の年間計画の作成、改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(9) 品質保証計画書、<u>センター</u>の保安に係る規則及び要領書の制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(10) <u>センター</u>の保安に係るセンター共通安全作業基準、各種作業マニュアルの制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p><u>(11) 加工施設の定期的な評価に係る計画及び評価結果について審査する。</u></p> <p><u>(12) この規定の改定に当たり、その内容について審査する。</u></p> <p><u>(13) 安全審査委員会における審議結果について審査する。</u></p> <p><u>(14) その他、加工施設の保安の監督のための職務を行う。</u></p> <p>（意見の尊重）</p> <p><u>第 9 条</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 核燃料取扱主任者</p> <p>（核燃料取扱主任者の選任）</p> <p><u>第 9 条</u> 理事長は、加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうち、<u>核燃料物質の取扱いの業務に関し 3 年以上の実務の経験を有する者</u>から、核燃料取扱主任者を選任する。</p> <p>2 理事長は、核燃料取扱主任者が、旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうち、<u>核燃料物質の取扱いの業務に関し 3 年以上の実務の経験を有する者</u>から、<u>あらかじめ代行者</u>を定める。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、<u>第 7 条</u>に定める職務を兼任してはならない。ただし、代行者はこの限りではない。</p> <p>（核燃料取扱主任者の職務）</p> <p><u>第 1 0 条</u> 核燃料取扱主任者は、加工施設の核燃料物質等の取扱いに関して、保安のため次の各号に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 必要と認めた場合は、理事長又はセンター担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 必要と認めた場合は、各職位に対して指示・勧告又は助言する。</p> <p>(3) 必要と認めた場合は、加工施設で業務を行う者に対して指示する。</p> <p>(4) 所轄官庁が法令に基づいて行う検査に原則として立ち会う。</p> <p>(5) 法令に基づく申請・報告を審査する。</p> <p>(6) この規定に係る記録の確認を行う。</p> <p>(7) <u>第 2 9 条</u>に定める<u>廃止措置の実施計画</u>、<u>第 3 4 条</u>に定める<u>貯蔵計画等</u>、<u>第 7 7 条</u>に定める<u>施設定期自主検査の実施計画</u><u>その他</u>保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(8) 保安教育訓練の年間計画の作成、改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(9) 品質保証計画書、<u>加工施設</u>の保安に係る規則及び要領書の制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(10) <u>加工施設</u>の保安に係るセンター共通安全作業基準、各種作業マニュアルの制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>（削る）</p> <p><u>(11) この規定の改定に当たり、その内容について審査する。</u></p> <p><u>(12) 安全審査委員会における審議結果について審査する。</u></p> <p><u>(13) その他加工施設の保安の監督のための職務を行う。</u></p> <p>（意見の尊重）</p> <p><u>第 1 1 条</u> （変更なし）</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 2 核燃料物質の加工の事業に関する規則第 8 条の 4 第 2 項に基づいた選任要件を追加する。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する。また、号番号を繰り上げるとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置の実施計画を追加する。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない加工施設の定期的な評価に関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 3 節 委員会</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第 1 0 条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る通達を定める。</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、加工施設の保安に関する次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>① 加工事業変更許可</p> <p>② 加工施設の定期的な評価の結果</p> <p>（新規）</p> <p>(2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 9 条の 1 6 に定める事象が発生した場合の措置に関する事項</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>6 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>（安全審査委員会）</p> <p>第 1 1 条 センターに安全審査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、加工施設の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 加工事業変更許可、設計及び工事の方法の認可</p> <p>(2) この規定の改定</p> <p>(3) 品質保証計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃</p> <p>(4) <u>第 2 7 条</u>に定める加工計画等</p> <p>(5) 保安教育訓練の年間計画</p> <p>(6) <u>加工施設の定期的な評価に係る計画及び評価結果</u></p> <p>（新規）</p> <p>(7) その他、所長の諮問する事項</p> <p>4 安全審査委員会は、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。</p> <p>5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 委員会</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第 1 2 条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る通達を定める。</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、加工施設の保安に関する次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>① 加工事業変更許可</p> <p>② <u>廃止措置計画の変更の認可に関する重要事項</u></p> <p>(2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 9 条の 1 6 に定める事象が発生した場合の措置に関する事項</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他理事長の諮問する事項</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>6 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>（安全審査委員会）</p> <p>第 1 3 条 センターに安全審査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、加工施設の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 加工事業変更許可、<u>廃止措置計画の変更の認可</u>、設計及び工事の方法の認可</p> <p>(2) この規定の改定</p> <p>(3) 品質保証計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃</p> <p>(4) <u>第 3 4 条</u>に定める貯蔵計画等</p> <p>(5) 保安教育訓練の年間計画</p> <p>(6) <u>第 2 9 条</u>に定める廃止措置の実施計画</p> <p>(7) その他所長の諮問する事項</p> <p>4 安全審査委員会は、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。</p> <p>5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない加工施設の定期的な評価に関する事項を削り、廃止措置計画の変更の認可に関する重要事項を審議対象に追加する。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない加工施設の定期的な評価に関する事項を削り、廃止措置計画の変更の認可に関する事項及び廃止措置の実施計画に関する事項を審議対象に追加する。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(業務品質保証推進委員会) <u>第 1 1 条の 2</u> センターに業務品質保証推進委員会を置く。 2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。 3 業務品質保証推進委員会は、加工施設の品質保証活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質保証活動に関する基本的事項 (2) その他、品質保証活動に関する重要事項 4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 管理責任者</p> <p>(管理責任者) <u>第 1 2 条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 従業員等以外の者に対する保安措置</p> <p>(従業員等以外の者に対する保安措置) <u>第 1 3 条</u> 統括者は、各々の職務において従業員等以外の放射線業務従事者に対し、この規定の各条項のうち次の各号に掲げる事項に準じた保安措置を講じる。 (1) <u>第 7 章</u>に定める放射線管理 (2) <u>第 1 1 章</u>に定める保安教育訓練 (3) <u>第 2 9 条</u>に定める操作上の一般事項 (4) <u>第 3 6 条</u>に定める異常時の措置 (5) <u>第 7 8 条</u>に定める非常事態の通報</p>	<p>(業務品質保証推進委員会) <u>第 1 4 条</u> センターに業務品質保証推進委員会を置く。 2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。 3 業務品質保証推進委員会は、加工施設の品質保証活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質保証活動に関する基本的事項 (2) その他品質保証活動に関する重要事項 4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 管理責任者</p> <p>(管理責任者) <u>第 1 5 条</u> (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 従業員等以外の者に対する保安措置</p> <p>(従業員等以外の者に対する保安措置) <u>第 1 6 条</u> 統括者は、各々の職務において従業員等以外の放射線業務従事者に対し、この規定の各条項のうち次の各号に掲げる事項に準じた保安措置を講じる。 (1) <u>第 8 章</u>に定める放射線管理 (2) <u>第 1 2 章</u>に定める保安教育訓練 (3) <u>第 3 6 条</u>に定める操作上の一般事項 (4) <u>第 4 3 条</u>に定める異常時の措置 (5) <u>第 8 5 条</u>に定める非常事態の通報</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び章番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 3 章 品質保証活動</p> <p>（品質保証計画の構築，維持及び改善）</p> <p>第 1 4 条 理事長は，加工施設における保安活動に関して，「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（以下「JEAC4111-2009」という。）に基づく品質マネジメントシステムを構築し，実施し，維持するため，品質保証計画書を定めるとともに，保安活動に必要な資源を提供する。</p> <p>2 理事長，安全・核セキュリティ統括部長，契約部長及び所長は，前項の品質保証計画書（第 1 次文書）に基づき，本部及びセンターの品質に係る業務の内容を定めた文書（第 2 次文書）として要領書又は規則を定めるとともに，本部及びセンターの業務の作業手順を定めた文書（第 3 次文書）として作業マニュアル，センター共通安全作業基準等を第 2 図に示すとおり定める。また，この規定に定める文書（第 2 次文書）とこの規定との関連条項を第 1 表に示す。</p> <p>3 理事長は，文書及び記録を管理するため，安全・核セキュリティ統括部長及び所長に，文書及び記録管理の要領書を定めさせる。文書及び記録の管理には，次の各号に掲げる事項を含める。</p> <p>(1) 文書管理の要領書には，次の事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発行前に，適切かどうかの観点から文書を承認すること。 ② 文書をレビューすること。また，必要に応じて更新し，再承認すること。 ③ 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にすること。 ④ 該当する文書の適切な版が，必要なときに，必要なところで使用可能な状態にあることを確実にすること。 ⑤ 文書は，読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にすること。 ⑥ 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし，その配付が管理されていることを確実にすること。 ⑦ 廃止文書が誤って使用されないようにすること。また，これらを何らかの目的で保持する場合には，適切な識別をすること。 <p>(2) 記録管理の要領書には，次の事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を，管理すること。 ② 記録の識別，保管，保護，検索，保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定すること。 ③ 記録は，読みやすかつ，容易に識別可能かつ検索可能であること。 	<p style="text-align: center;">第 3 章 品質保証活動</p> <p>（品質保証計画の構築，維持及び改善）</p> <p>第 1 7 条 理事長は，加工施設における保安活動に関して，原子力発電所における安全のための品質保証規程（以下「JEAC4111-2009」という。）に基づく品質マネジメントシステムを構築し，実施し，維持するため，品質保証計画書を定めるとともに，保安活動に必要な資源を提供する。</p> <p>2 理事長，安全・核セキュリティ統括部長，契約部長及び所長は，前項の品質保証計画書（第 1 次文書）に基づき，本部及びセンターの品質に係る業務の内容を定めた文書（第 2 次文書）として要領書又は規則を定めるとともに，本部及びセンターの業務の作業手順を定めた文書（第 3 次文書）として作業マニュアル，センター共通安全作業基準等を第 2 図に示すとおり定める。また，この規定に定める文書（第 2 次文書）とこの規定との関連条項を第 1 表に示す。</p> <p>3 理事長は，文書及び記録を管理するため，安全・核セキュリティ統括部長及び所長に，文書及び記録管理の要領書を定めさせる。文書及び記録の管理には，次の各号に掲げる事項を含める。</p> <p>(1) 文書管理の要領書には，次の事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発行前に，適切かどうかの観点から文書を承認すること。 ② 文書をレビューすること。また，必要に応じて更新し，再承認すること。 ③ 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にすること。 ④ 該当する文書の適切な版が，必要なときに，必要なところで使用可能な状態にあることを確実にすること。 ⑤ 文書は，読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にすること。 ⑥ 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし，その配付が管理されていることを確実にすること。 ⑦ 廃止文書が誤って使用されないようにすること。また，これらを何らかの目的で保持する場合には，適切な識別をすること。 <p>(2) 記録管理の要領書には，次の事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を，管理すること。 ② 記録の識別，保管，保護，検索，保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定すること。 ③ 記録は，読みやすかつ，容易に識別可能かつ検索可能であること。 	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに，表記の見直しを図る）。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>4 所長は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度について、規則及び要領書でグレード分けを行う。グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて次の各号に掲げる事項を考慮する。</p> <p>(1) 必要なプロセス及び文書の確立について、品質保証計画書で定める。</p> <p>(2) 検査及び試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度を第 8 章として定める。</p> <p>(3) 力量が必要な作業又は従業員等について、教育・訓練の要領書で定める。</p> <p>（原子力安全に係る品質方針） 第 15 条 （略）</p> <p>（品質目標） 第 16 条 （略）</p> <p>（マネジメントレビュー） 第 17 条 （略）</p>	<p>4 所長は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度について、規則及び要領書でグレード分けを行う。グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて次の各号に掲げる事項を考慮する。</p> <p>(1) 必要なプロセス及び文書の確立について、品質保証計画書で定める。</p> <p>(2) 検査及び試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度を第 9 章として定める。</p> <p>(3) 力量が必要な作業又は従業員等について、教育・訓練の要領書で定める。</p> <p>（原子力安全に係る品質方針） 第 18 条 （変更なし）</p> <p>（品質目標） 第 19 条 （変更なし）</p> <p>（マネジメントレビュー） 第 20 条 （変更なし）</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（章番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(業務の計画及び実施)</p> <p><u>第 1 8 条</u> 所長は、第 4 章から<u>第 1 0 章</u>に定める保安活動の計画として、次の各号に掲げる要領書及び規則を定める。</p> <p>(1) 第 4 章加工施設の操作に係る要領書</p> <p>(2) <u>第 5 章核燃料物質等の管理に係る要領書</u></p> <p>(3) <u>第 6 章放射性廃棄物の管理に係る要領書</u></p> <p>(4) <u>第 7 章放射線管理に係る要領書</u></p> <p>(5) <u>第 8 章保守管理に係る要領書</u></p> <p>(6) <u>第 9 章初期消火活動のための体制の整備に係る規則及び第 1 0 章非常の場合に採るべき措置に係る規則</u></p> <p>2 統括者は、保安活動の計画が、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。</p> <p>3 各課室長は、各々の職務において保安活動に使用する文書には、次の各号に掲げる事項について該当するものを含める。また、保安活動の運営方法に適した形式を定める。</p> <p>(1) 業務に対する品質目標及び要求事項</p> <p>(2) 業務に対するプロセス及び必要な資源</p> <p>(3) その業務のための検証, 妥当性確認</p> <p>(4) 検査・試験と監視・測定の方法及びその判定基準</p> <p>(5) 検査・試験と監視・測定の結果の記録</p> <p>4 各課室長は、各々の職務において第 1 項で定める保安活動の計画に従って、第 4 章から<u>第 1 0 章</u>に示す保安活動を実施するとともに、各章に従い、当該課室長を統括する統括者への報告等を行う。</p> <p>5 所長は、第 1 項の保安活動の計画として定める要領書及び規則を、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>(外部とのコミュニケーション)</p> <p><u>第 1 9 条</u> (略)</p> <p>(設計・開発)</p> <p><u>第 2 0 条</u> (略)</p> <p>(調達)</p> <p><u>第 2 1 条</u> (略)</p>	<p>(業務の計画及び実施)</p> <p><u>第 2 1 条</u> 所長は、第 4 章から<u>第 1 1 章</u>までに定める保安活動の計画として、次の各号に掲げる要領書及び規則を定める。</p> <p>(1) 第 4 章<u>廃止措置の管理及び第 5 章加工施設の操作に係る要領書</u></p> <p>(2) <u>第 6 章核燃料物質等の管理に係る要領書</u></p> <p>(3) <u>第 7 章放射性廃棄物の管理に係る要領書</u></p> <p>(4) <u>第 8 章放射線管理に係る要領書</u></p> <p>(5) <u>第 9 章保守管理に係る要領書</u></p> <p>(6) <u>第 1 0 章重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る規則及び第 1 1 章非常の場合に採るべき措置に係る規則</u></p> <p>2 統括者は、保安活動の計画が、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。</p> <p>3 各課室長は、各々の職務において保安活動に使用する文書には、次の各号に掲げる事項について該当するものを含める。また、保安活動の運営方法に適した形式を定める。</p> <p>(1) 業務に対する品質目標及び要求事項</p> <p>(2) 業務に対するプロセス及び必要な資源</p> <p>(3) その業務のための検証, 妥当性確認</p> <p>(4) 検査・試験と監視・測定の方法及びその判定基準</p> <p>(5) 検査・試験と監視・測定の結果の記録</p> <p>4 各課室長は、各々の職務において第 1 項で定める保安活動の計画に従って、第 4 章から<u>第 1 1 章</u>までに示す保安活動を実施するとともに、各章に従い、当該課室長を統括する統括者への報告等を行う。</p> <p>5 所長は、第 1 項の保安活動の計画として定める要領書及び規則を、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>(外部とのコミュニケーション)</p> <p><u>第 2 2 条</u> (変更なし)</p> <p>(設計・開発)</p> <p><u>第 2 3 条</u> (変更なし)</p> <p>(調達)</p> <p><u>第 2 4 条</u> (変更なし)</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び章番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置の管理に係る要領書を追加する。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない初期消火活動の体制の整備に関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由 2 核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 4 の 4 及び第 7 条の 4 の 5 に基づき、重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る規則を保安活動の計画として追加する。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(内部監査) 第 2 2 条 理事長は、次の各号に掲げる事項を含む内部監査の要領書を定める。 (1) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任と要求事項。 (2) 監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定すること。 (3) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。 (4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。また、監査員は、自らの業務を監査しないこと。 (5) 統括監査の職は、監査の結果を理事長に報告すること。 (6) 統括監査の職は、検出された不適合及びその原因を除去するために、監査された領域に責任をもつ各部長等に文書をもって是正を指示し、とられた処置を検証し、検証結果を理事長に報告すること。 (7) 監査された領域に責任をもつ各部長等は、検出された不適合及びその原因を特定し、必要な修正及び是正処置すべてを行うこと。 2 統括監査の職は、次の各号に掲げる事項が満たされているか否かを明確にするために、内部監査の要領書に従い監査計画を定め、毎年度 1 回及び必要に応じて監査を実施する。 (1) 品質マネジメントシステムが、<u>第 1 8 条（業務の計画及び実施）</u>に適合していること、JEAC4111-2009 の要求事項に適合していること、品質保証計画書の要求事項に適合していること。 (2) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されていること。</p> <p>(不適合管理) 第 2 3 条 (略)</p> <p>(是正処置) 第 2 4 条 (略)</p> <p>(予防処置) 第 2 5 条 (略)</p>	<p>(内部監査) 第 2 5 条 理事長は、次の各号に掲げる事項を含む内部監査の要領書を定める。 (1) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任と要求事項。 (2) 監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定すること。 (3) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。 (4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。また、監査員は、自らの業務を監査しないこと。 (5) 統括監査の職は、監査の結果を理事長に報告すること。 (6) 統括監査の職は、検出された不適合及びその原因を除去するために、監査された領域に責任をもつ各部長等に文書をもって是正を指示し、とられた処置を検証し、検証結果を理事長に報告すること。 (7) 監査された領域に責任をもつ各部長等は、検出された不適合及びその原因を特定し、必要な修正及び是正処置すべてを行うこと。 2 統括監査の職は、次の各号に掲げる事項が満たされているか否かを明確にするために、内部監査の要領書に従い監査計画を定め、毎年度 1 回及び必要に応じて監査を実施する。 (1) 品質マネジメントシステムが、<u>第 2 1 条</u>に適合していること、JEAC4111-2009 の要求事項に適合していること、品質保証計画書の要求事項に適合していること。 (2) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されていること。</p> <p>(不適合管理) 第 2 6 条 (変更なし)</p> <p>(是正処置) 第 2 7 条 (変更なし)</p> <p>(予防処置) 第 2 8 条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。 【補正にて変更】</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 廃止措置の管理</p> <p>(<u>廃止措置の実施計画</u>) <u>第 2 9 条 設備処理課長は、認可を受けた廃止措置計画に基づき、加工施設の解体工事、核燃料物質による汚染の除去、解体撤去範囲の設備・機器や床面等に係る汚染状況の調査等に関し各工程等を示した実施計画を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。</u> <u>2 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</u> <u>3 設備処理課長は、第 1 項の承認を得た廃止措置の実施計画を関係課室長に通知する。</u> <u>4 廃止措置の実施計画を変更する場合は、前三項の規定を準用する。</u></p>	<p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、施設・設備の解体工事、汚染の除去、汚染状況の調査等に係る廃止措置作業の実施計画に関する事項を追加する。 【補正にて変更】</p>
<p>(新規)</p>	<p>(<u>供用を終了した施設・設備の操作停止に関する恒久的な措置</u>) <u>第 3 0 条 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において供用を終了した施設・設備の機能を停止させ、系統の隔離、設備の電源隔離等により当該設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置を講じる。</u> <u>2 管理者は、前項の措置を講じた施設・設備のうち、核燃料物質によって汚染された物について、第 4 7 条に基づいて汚染の広がり防止するための措置を講じる。</u></p>	<p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、供用を終了した施設・設備の操作停止に関する恒久的な措置に関する事項を追加する。</p>
<p>(新規)</p>	<p>(<u>廃止措置に関する工事等の実施</u>) <u>第 3 1 条 設備処理課長は、廃止措置の実施計画に定めた工事等のうち、管理区域内での工事等について、第 6 9 条に定める特殊放射線作業計画書により、放射線防護上の措置等を講じた上で作業を行う。</u></p>	<p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、施設・設備の解体撤去工事等に関する廃止措置作業における放射線防護上の措置等に関する事項を追加する。</p>
<p>(新規)</p>	<p>(<u>廃止措置に関する工事等の終了報告</u>) <u>第 3 2 条 設備処理課長は、第 2 9 条に基づき作成した廃止措置の実施計画で定めた工事等が終了した場合、終了した工事等ごとに当該工事等の方法、時期及び対象となる施設・設備の名称について、環境保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに、関係課室長に通知する。</u></p>	<p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、施設・設備の解体撤去工事等の実施記録とその報告に関する事項を追加する。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 4 章 加工施設の操作 第 1 節 通則</p> <p>（要員の確保）</p> <p><u>第 2 6 条</u> 統括者は、各々の職務において加工施設の操作に係る知識を有する者を確保する。</p> <p>2 前項の統括者は、加工施設の操作に際し、構成人員をそろえる。</p> <p>（加工計画等）</p> <p><u>第 2 7 条</u> 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした核燃料物質の貯蔵計画を立案する。</p> <p>(1) 核燃料物質の種類及び貯蔵数量</p> <p>(2) 核燃料物質の貯蔵の方法、及び通常の貯蔵と異なる貯蔵を計画する場合はその条件</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p>2 施設管理課長及び設備処理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした加工計画を立案する。</p> <p><u>(1) 加工場所</u></p> <p><u>(2) 核燃料物質の種類及び加工数量</u></p> <p><u>(3) 同位体組成</u></p> <p><u>(4) 化学的組成</u></p> <p><u>(5) 物理的形狀</u></p> <p><u>(6) 加工方法、及び通常の加工条件と異なる加工を計画する場合はその加工条件等</u></p> <p><u>(7) 安全評価及び安全対策</u></p> <p>3 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物の保管計画を立案する。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>(2) 放射性廃棄物の保管の方法</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p>4 施設管理課長及び設備処理課長は、前三項の核燃料物質の貯蔵計画、加工計画及び放射性廃棄物の保管計画（以下「加工計画等」という。）について、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>5 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>6 加工計画等の内容を変更する場合は、第 1 項から第 5 項の規定を準用する。ただし、変更が軽微な場合は、この限りではない。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 加工施設の操作 第 1 節 通則</p> <p>（要員の確保）</p> <p><u>第 3 3 条</u> 統括者は、各々の職務において<u>廃止措置期間中の加工施設の維持管理に必要な設備の操作</u>に係る知識を有する者を確保する。</p> <p>2 統括者は、<u>廃止措置期間中の加工施設の維持管理に必要な設備の操作</u>に際し、構成人員をそろえる。</p> <p>（貯蔵計画等）</p> <p><u>第 3 4 条</u> 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした核燃料物質の貯蔵計画を立案する。</p> <p>(1) 核燃料物質の種類及び貯蔵数量</p> <p>(2) 核燃料物質の貯蔵の方法、及び通常の貯蔵と異なる貯蔵を計画する場合はその条件</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物の保管計画を立案する。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>(2) 放射性廃棄物の保管の方法</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p>3 施設管理課長は、<u>前二項の核燃料物質の貯蔵計画及び放射性廃棄物の保管計画</u>（以下「<u>貯蔵計画等</u>」という。）について、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>5 <u>貯蔵計画等の内容</u>を変更する場合は、<u>前各項の規定</u>を準用する。ただし、変更が軽微な場合は、この限りではない。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（章番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、運転段階の加工施設の操作とは異なることを明確にする。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条見出し及び条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工計画の立案に関する事項を削る。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(加工計画等の報告)</p> <p><u>第 2 8 条</u> 施設管理課長は、加工計画等に基づく核燃料物質等の加工等を終了した場合は、前条に定める計画ごとに報告書を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。</p> <p><u>2</u> 設備処理課長は、加工計画に基づく核燃料物質の加工を終了した場合は、前条に定める計画に対する報告書を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。</p> <p><u>3</u> 所長は、前二項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p><u>第 2 9 条</u> 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において加工施設の操作に当たっては、加工施設の状態、計器、表示装置等の監視を、適切かつ確実に行う。</p> <p>2 通常と異なる変化を観察した者は、速やかに当該課長に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該課長は、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討する。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の操作)</p> <p><u>第 3 0 条</u> 保安上特に管理を必要とする設備を第 2 表に定める。</p> <p>2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、第 2 表に定める設備の操作について、次の各号に掲げる事項を確認する。その結果を当該統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(1) 操作責任者、操作員の氏名及びこれらの者の交代時刻</p> <p>(2) 設備・機器の操作開始時刻、操作停止時刻及びそのときの状態</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p><u>第 3 0 条の 2</u> 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、第 2 表に定める保安上特に管理を必要とする設備について、これらの機能を確保するため、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 巡視・点検、施設定期自主検査等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合は、速やかに正常に機能するよう回復させる。</p>	<p>(貯蔵計画等の報告)</p> <p><u>第 3 5 条</u> 施設管理課長は、貯蔵計画等に基づく核燃料物質の貯蔵及び放射性廃棄物の保管を終了した場合は、前条に定める計画ごとに報告書を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p><u>第 3 6 条</u> 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において廃止措置期間中の加工施設の維持管理に必要な設備の操作に当たっては、加工施設の状態、計器、表示装置等の監視を、適切かつ確実に行う。</p> <p>2 通常と異なる変化を観察した者は、速やかに当該課長に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該課長は、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討する。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の操作)</p> <p><u>第 3 7 条</u> 廃止措置期間中の保安上特に管理を必要とする設備を第 2 表に定める。</p> <p>2 施設管理課長及び安全管理課長は、第 2 表に定める設備の操作について、次の各号に掲げる事項を確認する。その結果を当該統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(1) 操作責任者、操作員の氏名及びこれらの者の交代時刻</p> <p>(2) 設備・機器の操作開始時刻、操作停止時刻及びそのときの状態</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p><u>第 3 8 条</u> 施設管理課長及び安全管理課長は、第 2 表に定める廃止措置期間中の保安上特に管理を必要とする設備について、これらの機能を確保するため、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 巡視、施設定期自主検査等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合は、速やかに正常に機能するよう回復させる。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条見出し及び条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工計画に対する報告に関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、運転段階の加工施設の操作とは異なることを明確にする。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、終了した業務（滞留ウラン回収に関する設備の運転）を担当していた設備処理課長を削る。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、終了した業務（滞留ウラン回収に関する設備の運転）を担当していた設備処理課長を削る。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 2 節 操作上の留意事項</p> <p>（臨界管理） 第 3 1 条 施設管理課長及び設備処理課長は、第 3 表に定める設備・機器が、核的制限値を満足していることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、作業場所又は設備、機器に核的制限値を表示する。</p> <p>（漏えい管理） 第 3 2 条 施設管理課長は、液化後のシリンダ槽の扉を開ける場合は、あらかじめ工程用モニタの漏えい拡大防止インタロックに係る設定を確認するとともに、<u>工程用モニタにより核燃料物質の漏えいがないことを確認する。</u> 2 施設管理課長は、均質設備において製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ及びハンドリング用シリンダの取付け、取り外し後に核燃料物質の漏えいがないことを確認する。 3 施設管理課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、捕集効率が 99.9% 以上であることを確認する。 4 施設管理課長は、DOP-1 UF₆ 処理設備の系内圧力が、大気圧以下であることを確認する。 5 施設管理課長は、前四項の結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 6 施設管理課長は、第 1 項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。 7 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備において滞留ウラン回収容器の取付け、取り外し後に核燃料物質の漏えいがないことを確認するとともに、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 操作上の留意事項</p> <p>（臨界管理） 第 3 9 条 施設管理課長は、第 3 表に定める設備・機器が、核的制限値を満足していることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、作業場所又は設備、機器に核的制限値を表示する。</p> <p>（漏えい管理） <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> 第 4 0 条 施設管理課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、捕集効率が 99.9% 以上であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> </p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、終了した業務（滞留ウラン回収に関する設備の運転）を担当していた設備処理課長を削る。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工設備本体の運転を行わないため、漏えい管理を必要としない事項を削る。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p><u>(過充てん防止)</u> 第 3 3 条 施設管理課長は、均質設備においてウランを製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ及びハンドリング用シリンダに充てんする場合は、あらかじめ過充てんのインタロックに係る設定を確認するとともに、充てんした量が第 4 表に定める最大充てん量以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。 3 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備においてウランを滞留ウラン回収容器に充てんした場合は、その量が第 4 表に定める最大充てん量以下であることを確認するとともに、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p><u>(熱的制限)</u> 第 3 4 条 施設管理課長は、均質設備において核燃料物質を充てんした製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ、コールドトラップ及び配管等を加熱する場合は、あらかじめ加熱のインタロックに係る設定を確認するとともに、加熱した温度が第 5 表に定める最高加熱温度以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。 3 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備において核燃料物質を充てんしたコールドトラップ及び配管等を加熱する場合は、加熱のインタロックに係る設定を確認するとともに、加熱した温度が第 5 表に定める最高加熱温度以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 4 設備処理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p>	<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工設備本体の運転を行わないため、過充てん防止に関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工設備本体の運転を行わないため、熱的制限に関する事項を削る。</p>
<p><u>(吊上げ高さ制限)</u> 第 3 5 条 施設管理課長は、核燃料物質が充てんされている製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器を吊り上げる場合は、あらかじめ吊上げ高さのインタロックに係る設定を確認するとともに、吊上げ高さが第 6 表に定める吊上げ高さ制限値以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p>	<p><u>(吊上げ高さ制限)</u> 第 4 1 条 施設管理課長は、核燃料物質が充てんされている製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器を吊り上げる場合は、あらかじめ吊上げ高さのインタロックに係る設定を確認するとともに、吊上げ高さが第 5 表に定める吊上げ高さ制限値以下であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(給排気設備の管理)</p> <p><u>第 3 5 条の 2</u> 施設管理課長は、第 1 種管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、点検、補修作業等により給排気設備を停止する場合、次の各号に掲げる事項が講じられていることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の取扱いの停止 (2) ウランを内包する機器及び配管の密閉 (3) 閉じ込め機能の確保</p> <p>3 施設管理課長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、第 1 種管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。</p> <p>4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p><u>第 3 6 条</u> 加工施設において異常を発見した者は、直ちに応急措置を講じるとともに、異常の状況等について担当課室長に通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた課室長は、異常の状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、当該課室長を統括する統括者に報告し、その指示に従う。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該統括者は、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに、必要に応じて関係課室長に通報する（ただし、所長への報告は、保安に及ぼす影響がごく軽微なものは除く。）。</p> <p>4 第 1 項の通報を受けた課室長は、その状況が第 7 6 条に定める非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに連絡責任者及び当該統括者に通報する。</p>	<p>(給排気設備の管理)</p> <p><u>第 4 2 条</u> 施設管理課長は、第 1 種管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、点検時、補修作業時、停電作業時、夜間・休日等に給排気設備を停止することができる。給排気設備を停止する場合は、次の各号に掲げる事項が講じられていることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の取扱いの停止 (2) ウランを内包する機器及び配管の密閉 (3) 閉じ込め機能の確保</p> <p>3 施設管理課長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、第 1 種管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。</p> <p>4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p><u>第 4 3 条</u> 加工施設において異常を発見した者は、直ちに応急措置を講じるとともに、異常の状況等について担当課室長に通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた課室長は、異常の状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、当該課室長を統括する統括者に報告し、その指示に従う。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該統括者は、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに、必要に応じて関係課室長に通報する（ただし、所長への報告は、保安に及ぼす影響がごく軽微なものは除く。）。</p> <p>4 第 1 項の通報を受けた課室長は、その状況が第 8 3 条に定める非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに連絡責任者及び当該統括者に通報する。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工施設本体の運転を行わないため、保安上の措置が講じられ、給排気設備を停止できる事例に停電作業や夜間・休日を追加する。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 5 章 核燃料物質等の管理</p> <p><u>（センター外からの搬入）</u></p> <p><u>第 3 7 条</u> 施設管理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務においてセンター外から管理区域内へ核燃料物質等を搬入する場合は、あらかじめ搬入計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の搬入計画を作成した課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、線量当量率の最大値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が第 7 表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第 1 項の搬入計画を作成した課長は、第 2 項又は第 3 項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第 2 項及び第 3 項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の搬入を許可する。</p> <p><u>（周辺監視区域内の運搬）</u></p> <p><u>第 3 8 条</u> 管理者は、各々の職務において核燃料物質等（分析試料を除く。）を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 管理者のうち、前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、加工規則第 7 条の 6 に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常のないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第 7 表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 管理者のうち、第 1 項の運搬計画を作成した課長は、第 2 項又は第 3 項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第 2 項及び第 3 項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 核燃料物質等の管理</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（周辺監視区域内の運搬）</u></p> <p><u>第 4 4 条</u> 管理者は、各々の職務において核燃料物質等（分析試料を除く。）を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 管理者のうち、前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、加工規則第 7 条の 6 に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常のないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第 6 表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 管理者のうち、第 1 項の運搬計画を作成した課長は、<u>前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は</u>、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第 2 項及び第 3 項の<u>確認の結果</u>に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（章番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、他施設から核燃料物質等を受け入れないため、センター外からの搬入に関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(施設敷地内の運搬)</p> <p><u>第 3 9 条</u> 管理者は、各々の職務において核燃料物質等を第 1 種管理区域から第 2 種管理区域へ移動する場合は、線量当量率及び表面密度が<u>第 7 表</u>に定める基準値を超えていないことについて、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 管理者のうち、前項の運搬を行う課長は、施設敷地内において核燃料物質等を運搬する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得るとともに線量当量率及び表面密度が<u>第 7 表</u>に定める基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(施設敷地内の運搬)</p> <p><u>第 4 5 条</u> 管理者は、各々の職務において核燃料物質等を第 1 種管理区域から第 2 種管理区域へ移動する場合は、線量当量率及び表面密度が<u>第 6 表</u>に定める基準値を超えていないことについて、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 管理者のうち、前項の運搬を行う課長は、施設敷地内において核燃料物質等を運搬する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得るとともに線量当量率及び表面密度が<u>第 6 表</u>に定める基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p><u>(センター外への運搬)</u></p> <p><u>第 4 6 条</u> 施設管理課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ搬出計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に規定されている措置を講ずるとともに、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が<u>第 6 表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 施設管理課長は、第 2 項及び第 3 項の確認の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、環境保全技術開発部長の同意を得て、所長の許可を得る。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（変更前の第 43 条から移動するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、核燃料物質をセンター外へ運搬する職位を施設管理課長に一本化する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(管理区域内における保管)</p> <p><u>第 4 0 条</u> 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>(1) 再使用品 (2) 分析試料 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p> <p>2 管理者及び安全管理課長は、前項の核燃料物質によって汚染された物を保管する場合、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 物品名、担当課長名等の表示 (2) 汚染の広がりを防止するための措置 (3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。） (4) 安全避難通路の確保 (5) 保管状態の定期的な確認 (6) その他保安上必要な措置</p> <p>(核燃料物質の取扱い)</p> <p><u>第 4 1 条</u> (略)</p> <p>(貯蔵上の遵守事項)</p> <p><u>第 4 1 条の 2</u> 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 第 4 表に示す容器に封入されていることを確認するとともに、容器ごとに、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。 (2) <u>第 8 表</u>に示す貯蔵場所に貯蔵する。 (3) <u>第 8 表</u>に示す<u>最大貯蔵量</u>を超えて貯蔵しない。 (4) <u>回収ウランが第 9 表に示す回収ウラン受入れ仕様を満足することを確認する。</u> (5) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。</p>	<p>(管理区域内における保管)</p> <p><u>第 4 7 条</u> 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>(1) 再使用品 (2) 分析試料 (3) <u>供用を終了し恒久的な措置を講じた機器類</u> (4) <u>解体撤去しドラム缶等に収納した機器類</u> (5) <u>放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして扱う計画がある解体物</u></p> <p>2 管理者及び安全管理課長は、前項の核燃料物質によって汚染された物を保管する場合、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 物品名、担当課長名等の表示 (2) 汚染の広がりを防止するための措置 (3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。） (4) 安全避難通路の確保 (5) 保管状態の定期的な確認 (6) その他保安上必要な措置</p> <p>(核燃料物質の取扱い)</p> <p><u>第 4 8 条</u> (変更なし)</p> <p>(貯蔵上の遵守事項)</p> <p><u>第 4 9 条</u> 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 第 4 表に示す容器に封入されていることを確認するとともに、容器ごとに、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。 (2) <u>第 7 表</u>に示す貯蔵場所に貯蔵する。 (3) <u>第 7 表</u>に示す貯蔵量を超えて貯蔵しない。 <u>(削る)</u></p> <p>(4) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、解体した設備・機器の保管に関する事項を追加する。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する。また、号番号を繰り上げるとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、回収ウランの受入れ作業がないため、当該事項を貯蔵上の遵守事項から削る。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p><u>（空シリンダ等の管理）</u> 第 4 2 条 施設管理課長は、センター外から空シリンダ又は充てんされていない滞留ウラン回収容器を受け入れる場合は、当該シリンダ又は当該容器が第 4 表に示す容器であることを確認の上、空シリンダについては第 1 貯蔵庫、第 2 貯蔵庫及び第 3 貯蔵庫に、充てんされていない滞留ウラン回収容器については第 1 貯蔵庫に保管する。 2 施設管理課長は、核燃料物質を前項に示す空シリンダに充てんするに先立って、当該シリンダの健全性を確認する。 3 設備処理課長は、核燃料物質を第 1 項に示す滞留ウラン回収容器に充てんするに先立って、当該容器の健全性を確認する。</p> <p><u>（センター外への運搬）</u> 第 4 3 条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ搬出計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。 2 前項の搬出計画を作成した課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合、「核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則」に規定されている措置を講ずるとともに、運搬物の状態に異常がないことを確認する。 3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第 7 表に定める基準値を超えていないことを確認する。 4 第 1 項の搬出計画を作成した課長は、第 2 項又は第 3 項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。 5 第 1 項の搬出計画を作成した課長は、第 2 項及び第 3 項の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、環境保全技術開発部長の同意を得て、所長の許可を得る。</p>	<p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、核燃料物質を充てんする空シリンダ及び滞留ウラン回収容器を受け入れることがないため、空シリンダ等の管理を削る。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（変更後の第 46 条に移動）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 6 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第 4 4 条 環境保全技術開発部長は、排気口から放出する放射性気体廃棄物の排気中の放射性物質の濃度の 3 月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、さらに排気口からの排気中の放射性物質の濃度が、第 1 0 表に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>3 安全管理課長は、排気中の放射性物質の濃度について排気用モニタにより監視するとともに、第 1 項及び第 2 項の管理のため第 1 0 表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（廃棄物の仕掛品の管理）</p> <p>第 4 5 条 （略）</p> <p>（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第 4 6 条 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度の 3 月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、さらに管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度及び年間の総排水量が、第 1 1 表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>3 安全管理課長は、第 1 項及び第 2 項の管理のため第 1 1 表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を保管する場合は、専用の容器に封入し、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、滞留ウラン回収及び分離作業後の五フッ化ヨウ素を保管する場合は排気機械室(2)内の放射性液体廃棄物保管エリアに保管する。</p> <p>6 施設管理課長は、放射性液体廃棄物保管エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性液体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p> <p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第 4 7 条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第 5 0 条 環境保全技術開発部長は、排気口から放出する放射性気体廃棄物の排気中の放射性物質の濃度の 3 月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、さらに排気口からの排気中の放射性物質の濃度が、第 8 表に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>3 安全管理課長は、排気中の放射性物質の濃度について排気用モニタにより監視するとともに、前二項の管理のため第 8 表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（廃棄物の仕掛品の管理）</p> <p>第 5 1 条 （変更なし）</p> <p>（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第 5 2 条 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度の 3 月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、さらに管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度及び年間の総排水量が、第 9 表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>3 安全管理課長は、前二項の管理のため第 9 表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を保管する場合は、専用の容器に封入し、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、五フッ化ヨウ素を保管する場合は排気機械室(2)内の放射性液体廃棄物保管エリアに保管する。</p> <p>6 施設管理課長は、放射性液体廃棄物保管エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性液体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p> <p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第 5 3 条 （変更なし）</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（章番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、終了した業務（滞留ウラン回収に関する業務）を削る。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第 4 8 条 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、加工規則第 7 条の 6 に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常のないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第 7 表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、第 2 項又は第 3 項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第 2 項及び第 3 項の結果に基づいて正常と認めた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第 4 8 条の 2 環境保全技術開発部長は、第 2 種管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 第 2 種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置を講じられていること。</p>	<p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第 5 4 条 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、加工規則第 7 条の 6 に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常のないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第 6 表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第 2 項及び第 3 項の確認の結果に基づいて正常と認めた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第 5 5 条 環境保全技術開発部長は、管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。<u>ただし、第 1 種管理区域において設置された資材等については、これに加えて適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u></p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。<u>ただし、第 1 種管理区域において使用された物品については、これに加えて適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、適切に管理された使用履歴の記録等がない物品に適用する場合も同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u></p> <p>(3) 管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置を講じられていること。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、汚染のおそれがある区域（第 1 種管理区域）において設置された資材等又は使用された物品についても放射性廃棄物でない廃棄物としての判断を可能とし、放射性廃棄物の低減化を図る。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 7 章 放射線管理 第 1 節 区域管理</p> <p>（管理区域） <u>第 4 9 条</u> （略）</p> <p>（一時管理区域） <u>第 5 0 条</u> （略）</p> <p>（管理区域の区分） <u>第 5 1 条</u> 環境保全技術開発部長は、<u>第 4 9 条</u>に定める管理区域を次の各号に掲げる事項に基づき第 3 図（1）及び（2）のとおり区分する。 （1） 第 2 種管理区域：管理区域の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域の設定に係る値を超えないことが明らかな区域 （2） 第 1 種管理区域：第 2 種管理区域以外の管理区域 2 所長は、前項第 2 号の管理区域内において、核燃料物質等の使用を禁止し、除染等適切な措置を講じ、線量等が、法令に定める値を超えないことが明らかな区域については、安全管理課長の確認後、核燃料取扱主任者の同意を得て、一時的に管理区域を解除することができる。 3 所長は、第 1 項第 1 号の第 2 種管理区域について作業実施にともない放射性物質の除去機能を持つ装置を設ける等、第 1 種管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、安全管理課長の確認、核燃料取扱主任者の同意を得て、一時的に第 1 種管理区域にすることができる。</p> <p>（立入制限区域） <u>第 5 2 条</u> （略）</p> <p>（周辺監視区域） <u>第 5 3 条</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 放射線管理 第 1 節 区域管理</p> <p>（管理区域） <u>第 5 6 条</u> （変更なし）</p> <p>（一時管理区域） <u>第 5 7 条</u> （変更なし）</p> <p>（管理区域の区分） <u>第 5 8 条</u> 環境保全技術開発部長は、<u>第 5 6 条</u>に定める管理区域を次の各号に掲げる事項に基づき第 3 図（1）及び（2）のとおり区分する。 （1） 第 2 種管理区域：管理区域の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域の設定に係る値を超えないことが明らかな区域 （2） 第 1 種管理区域：第 2 種管理区域以外の管理区域 2 所長は、前項第 2 号の管理区域内において、核燃料物質等の使用を禁止し、除染等適切な措置を講じ、線量等が、法令に定める値を超えないことが明らかな区域については、安全管理課長の確認後、核燃料取扱主任者の同意を得て、一時的に管理区域を解除することができる。 3 所長は、第 1 項第 1 号の第 2 種管理区域について作業実施にともない放射性物質の除去機能を持つ装置を設ける等、第 1 種管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、安全管理課長の確認、核燃料取扱主任者の同意を得て、一時的に第 1 種管理区域にすることができる。</p> <p>（立入制限区域） <u>第 5 9 条</u> （変更なし）</p> <p>（周辺監視区域） <u>第 6 0 条</u> （変更なし）</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（章番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第 5 4 条 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入りに関し、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第 5 8 条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入れさせない。</p> <p>(2) 管理区域の出入りに際しては、所定の出入口を使用させる。</p> <p>(3) 前号以外の出入口は、施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措置を講じる。</p> <p>(4) 所定の線量の測定器を着用させる。</p> <p>(5) 第 5 7 条に定める一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、同条に定める放射線業務従事者を立ち合わせるとともに立入場所、時間等を記録する。</p> <p>(第 1 種管理区域出入者の管理)</p> <p>第 5 5 条 環境保全技術開発部長は、第 1 種管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第 1 種管理区域に立ち入る者に対し、あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。</p> <p>(2) 第 1 種管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用している物の表面密度が第 1 2 表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>(3) 前号において、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報し、その指示に従う。</p> <p>(4) 安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第 5 6 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 被ばく管理</p> <p>(管理上の人との区分)</p> <p>第 5 7 条 管理区域に立ち入る者を放射線管理上次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、保管等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、管理区域に一時的に立ち入る者をいう。</p>	<p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第 6 1 条 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入りに関し、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第 6 5 条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入れさせない。</p> <p>(2) 管理区域の出入りに際しては、所定の出入口を使用させる。</p> <p>(3) 前号以外の出入口は、施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措置を講じる。</p> <p>(4) 所定の線量の測定器を着用させる。</p> <p>(5) 第 6 4 条に定める一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、同条に定める放射線業務従事者を立ち合わせるとともに立入場所、時間等を記録する。</p> <p>(第 1 種管理区域出入者の管理)</p> <p>第 6 2 条 環境保全技術開発部長は、第 1 種管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第 1 種管理区域に立ち入る者に対し、あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。</p> <p>(2) 第 1 種管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用している物の表面密度が第 1 0 表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>(3) 前号において、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報し、その指示に従う。</p> <p>(4) 安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第 6 3 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 被ばく管理</p> <p>(管理上の人との区分)</p> <p>第 6 4 条 管理区域に立ち入る者を放射線管理上次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：加工施設の廃止措置、核燃料物質の貯蔵、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、保管等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、管理区域に一時的に立ち入る者をいう。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、放射線業務従事者が管理区域に立ち入る目的に加工施設の廃止措置を追加する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(放射線業務従事者の指定及び解除等) 第 5 8 条 (略)</p> <p>(線量限度) 第 5 9 条 放射線業務従事者の線量限度は、<u>第 1 3 表</u>に定める値とする。</p> <p>(線量の評価等) 第 6 0 条 放射線業務従事者に係る線量の原因調査値及び管理目標値は、<u>第 1 4 表</u>に定める値とする。 2 安全管理課長は、放射線業務従事者に係る線量を、<u>第 1 5 表</u>に掲げる項目及び頻度に従って評価し、その結果を統括者及び核燃料取扱主任者に報告する。 3 統括者は、放射線業務従事者に係る線量が原因調査値を超えるおそれのある場合には、そのつど当該放射線業務従事者の線量の評価を安全管理課長に依頼する。 4 前項の依頼を受けた安全管理課長は、当該放射線業務従事者の線量を評価し、その結果を当該放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者に通知する。 5 前項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、原因調査値を超えた場合は、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、必要に応じ適切な処置をとる。 6 第 4 項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、管理目標値を超えた場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告し、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、放射線作業の制限等、被ばく低減のための放射線管理上必要な措置をとる。 7 安全管理課長は、線量の評価結果を所属長を経由して従業員の放射線業務従事者に通知する。</p> <p>(放射線作業) 第 6 1 条 (略)</p>	<p>(放射線業務従事者の指定及び解除等) 第 6 5 条 (変更なし)</p> <p>(線量限度) 第 6 6 条 放射線業務従事者の線量限度は、<u>第 1 1 表</u>に定める値とする。</p> <p>(線量の評価等) 第 6 7 条 放射線業務従事者に係る線量の原因調査値及び管理目標値は、<u>第 1 2 表</u>に定める値とする。 2 安全管理課長は、放射線業務従事者に係る線量を、<u>第 1 3 表</u>に掲げる項目及び頻度に従って評価し、その結果を統括者及び核燃料取扱主任者に報告する。 3 統括者は、放射線業務従事者に係る線量が原因調査値を超えるおそれのある場合には、そのつど当該放射線業務従事者の線量の評価を安全管理課長に依頼する。 4 前項の依頼を受けた安全管理課長は、当該放射線業務従事者の線量を評価し、その結果を当該放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者に通知する。 5 前項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、原因調査値を超えた場合は、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、必要に応じ適切な処置をとる。 6 第 4 項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、管理目標値を超えた場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告し、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、放射線作業の制限等、被ばく低減のための放射線管理上必要な措置をとる。 7 安全管理課長は、線量の評価結果を所属長を経由して従業員の放射線業務従事者に通知する。</p> <p>(放射線作業) 第 6 8 条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(特殊放射線作業)</p> <p>第 6 2 条 各課室長は、各々の職務において前条の管理区域内作業に当たり、第 1 6 表の管理基準値の一を超え、又は超えるおそれのある作業、非定常に行う作業等安全を確保する上で特に必要と認めた作業（以下「特殊放射線作業」という。）を行う場合は、あらかじめ作業方法、実効線量推定値及び放射線防護上の措置等について、特殊放射線作業計画書を作成し、安全管理課長の同意を得て、当該課室長を統括する統括者の承認を得る。</p> <p>2 安全管理課長は、前項において必要と認めた場合は、放射線防護上の措置について当該課室長に勧告することができる。</p> <p>3 前項の勧告を受けた当該課室長は、その勧告を尊重する。</p> <p>4 第 1 項の承認を行う当該統括者は、特殊放射線作業計画書を承認するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、特殊放射線作業に対して、当該計画書に従って安全管理課員を作業に立ち合わせる。</p>	<p>(特殊放射線作業)</p> <p>第 6 9 条 各課室長は、各々の職務において前条の管理区域内作業に当たり、第 1 4 表の管理基準値の一を超え、又は超えるおそれのある作業、非定常に行う作業等安全を確保する上で特に必要と認めた作業（以下「特殊放射線作業」という。）を行う場合は、あらかじめ作業方法、実効線量推定値及び放射線防護上の措置等について、特殊放射線作業計画書を作成し、安全管理課長の同意を得て、当該課室長を統括する統括者の承認を得る。</p> <p>2 安全管理課長は、前項において必要と認めた場合は、放射線防護上の措置について当該課室長に勧告することができる。</p> <p>3 前項の勧告を受けた当該課室長は、その勧告を尊重する。</p> <p>4 第 1 項の承認を行う当該統括者は、特殊放射線作業計画書を承認するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、特殊放射線作業に対して、当該計画書に従って安全管理課員を作業に立ち合わせる。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p><u>第 6 3 条</u> 所長は、加工施設で核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。）を<u>第 1 3 表</u>に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、環境保全技術開発部長に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議の上、緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主任者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、<u>第 1 5 表</u>に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が<u>第 1 3 表</u>に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後 1 月以内ごとに 1 回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p><u>第 7 0 条</u> 所長は、加工施設で核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。）を<u>第 1 1 表</u>に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、環境保全技術開発部長に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議の上、緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主任者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、<u>第 1 3 表</u>に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が<u>第 1 1 表</u>に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後 1 月以内ごとに 1 回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p>
<p>(床、壁等の除染)</p> <p><u>第 6 4 条</u> (略)</p>	<p>(床、壁等の除染)</p> <p><u>第 7 1 条</u> (変更なし)</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 3 節 線量当量等の測定</p> <p>（線量当量等の測定）</p> <p><u>第 6 5 条</u> 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域における線量当量等を<u>第 1 7 表</u>に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに環境保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、施設又は設備を担当する課長に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の措置結果について確認する。</p> <p>（放射線測定器等の管理）</p> <p><u>第 6 6 条</u> 安全管理課長は、<u>第 1 8 表</u>に掲げる放射線測定器等を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、<u>第 1 8 表</u>に掲げる放射線測定器のうち、排気用モニタ及びエリア用モニタに係る点検・校正結果については、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 安全管理課長は、<u>第 1 8 表</u>に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</p> <p>4 安全管理課長は、<u>第 1 8 表</u>に掲げる排気監視用測定器について代替品と交換した場合は、環境保全技術開発部長に通知する。</p> <p>（防護具類の管理）</p> <p><u>第 6 7 条</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 物品移動の管理</p> <p>（第 1 種管理区域外への移動）</p> <p><u>第 6 8 条</u> 各課室長は、各々の職務において第 1 種管理区域から物品を持ち出す場合は、当該物品の表面密度が<u>第 7 表</u>の基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 線量当量等の測定</p> <p>（線量当量等の測定）</p> <p><u>第 7 2 条</u> 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域における線量当量等を<u>第 1 5 表</u>に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに環境保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、施設又は設備を担当する課長に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の措置結果について確認する。</p> <p>（放射線測定器等の管理）</p> <p><u>第 7 3 条</u> 安全管理課長は、<u>第 1 6 表</u>に掲げる放射線測定器等を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、<u>第 1 6 表</u>に掲げる放射線測定器のうち、排気用モニタ及びエリア用 HF モニタ（排気系 2）に係る点検・校正結果については、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 安全管理課長は、<u>第 1 6 表</u>に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</p> <p>4 安全管理課長は、<u>第 1 6 表</u>に掲げる排気監視用測定器について代替品と交換した場合は、環境保全技術開発部長に通知する。</p> <p>（防護具類の管理）</p> <p><u>第 7 4 条</u> （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 物品移動の管理</p> <p>（第 1 種管理区域外への移動）</p> <p><u>第 7 5 条</u> 各課室長は、各々の職務において第 1 種管理区域から物品を持ち出す場合は、当該物品の表面密度が<u>第 6 表</u>の基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する。また、表記の見直しを図る）。 【補正にて変更】</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 8 章 保守管理 第 1 節 巡視・点検</p> <p>（巡視・点検） <u>第 6 9 条</u> 管理者及び安全管理課長は、<u>第 1 9 表</u>に示す設備等のうち、所掌する設備等について定期的に巡視・点検を行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 施設定期自主検査</p> <p>（実施計画） <u>第 7 0 条</u> 施設管理課長及び安全管理課長は、<u>第 2 0 表</u>に定める設備について、年度ごとに施設定期自主検査の実施計画を定め、当該課長を統括する統括者の同意及び所長の承認を得る。 2 所長は、前項の実施計画を承認するに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>（施設定期自主検査の実施） <u>第 7 1 条</u> （略）</p> <p>（検査結果の報告） <u>第 7 2 条</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保修及び改造</p> <p>（保修及び改造作業の実施） <u>第 7 3 条</u> 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において保修及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。 2 前項の保修及び改造作業を行う課長は、前項の保修及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の同意を得て、所長の承認を得る。 3 第 1 項の保修及び改造作業を行う課長は、第 1 項において保修及び改造作業内容が、加工事業許可事項、設計及び工事の方法の認可事項の変更に關わる場合には、加工事業変更許可申請等の手続を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 保守管理 第 1 節 巡視</p> <p>（巡視） <u>第 7 6 条</u> 施設管理課長及び安全管理課長は、<u>第 1 7 表</u>に示す設備等のうち、所掌する設備等について定期的に巡視を行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 施設定期自主検査</p> <p>（実施計画） <u>第 7 7 条</u> 施設管理課長及び安全管理課長は、<u>第 1 8 表</u>に定める設備等について、年度ごとに施設定期自主検査の実施計画を定め、当該課長を統括する統括者の同意及び所長の承認を得る。 2 所長は、前項の実施計画を承認するに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>（施設定期自主検査の実施） <u>第 7 8 条</u> （変更なし）</p> <p>（検査結果の報告） <u>第 7 9 条</u> （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保修及び改造</p> <p>（保修及び改造作業の実施） <u>第 8 0 条</u> 施設管理課長及び安全管理課長は、各々の職務において保修及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。 2 前項の保修及び改造作業を行う課長は、前項の保修及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の同意を得て、所長の承認を得る。 3 第 1 項の保修及び改造作業を行う課長は、第 1 項において保修及び改造作業内容が、加工事業許可事項、設計及び工事の方法の認可事項の変更に關わる場合には、加工事業変更許可申請等の手続を行う。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（章番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、節題目を変更する。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削るため、解体する設備・機器を所掌していた職位を削る。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。 【補正にて変更】</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、保修及び改造作業を行うことがある職位へ変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>(保守及び改造作業実施後の措置)</p> <p>第 7 4 条 前条第 1 項の保守及び改造作業を行った課長は、保守及び改造作業が終了した場合は、当該施設の点検又は性能試験を行い、正常に機能することを確認し、関係課長に通知する。</p> <p>2 前条第 1 項の保守及び改造作業を行った課長は、前条第 2 項で所長の承認を得た保守及び改造作業の結果について、当該課長を統括する統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報のうち、他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有が必要な技術情報について、当該課長を統括する統括者及び所長へ報告する。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、当該技術情報を他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有する。</p>	<p>(保守及び改造作業実施後の措置)</p> <p>第 8 1 条 前条第 1 項の保守及び改造作業を行った課長は、保守及び改造作業が終了した場合は、当該施設の点検又は性能試験を行い、正常に機能することを確認し、関係課長に通知する。</p> <p>2 前条第 1 項の保守及び改造作業を行った課長は、前条第 2 項で所長の承認を得た保守及び改造作業の結果について、当該課長を統括する統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 施設管理課長及び安全管理課長は、各々の職務において保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報のうち、他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有が必要な技術情報について、当該課長を統括する統括者及び所長へ報告する。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、当該技術情報を他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、保守及び改造作業を行うことがある職位へ変更する。

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 9 章 初期消火活動のための体制の整備</p> <p><u>（初期消火活動）</u></p> <p><u>第 7 5 条 所長は、第 1 8 条第 1 項に基づき定めた要領書及び規則に従い、初期消火活動のための体制を整備する。</u></p> <p><u>2 総務課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</u></p> <p><u>(2) 初期消火活動を行うために必要な要員を常時 7 名以上配置する。また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</u></p> <p><u>(3) 必要な可搬消防ポンプを 2 台以上（点検、故障時の予備ポンプを含む。）、泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を配備する。</u></p> <p><u>3 施設管理課長は、第 6 9 条で定める巡視・点検により、火災の早期発見に努める。</u></p> <p><u>4 初期消火活動のため通報連絡を受けた第 2 項第 2 号に定める要員は、速やかに初期消火活動を行う。</u></p> <p><u>5 総務課長は、第 2 項に定める初期消火活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び初期消火活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</u></p> <p><u>6 施設管理課長は、第 3 項の巡視・点検の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</u></p> <p><u>7 所長は、第 5 項及び第 6 項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂、その他必要な見直しを行う。</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>	<p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない初期消火活動の体制の整備に関する事項を削る。 【補正にて変更】</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
	<p style="text-align: center;">第 10 章 重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p><u>（重大事故等又は大規模損壊時における加工施設の保全のための活動）</u></p> <p><u>第 8 2 条 所長は、施設の設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する臨界事故及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に至るおそれがある事故（以下「重大事故等」という。）又は大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制を整備する。</u></p> <p><u>2 所長は、前項の整備に当たって第 2 1 条第 1 項に規定する要領書及び規則に次の各号に掲げる事項を定める。</u></p> <p><u>（1）重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）の配置に関すること。</u></p> <p><u>（2）重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他資機材の配備に関すること。</u></p> <p><u>（3）重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>（4）重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>（5）大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>（6）前各号に掲げるもののほか、重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備に関すること。</u></p> <p><u>3 所長は、対策要員に対する教育及び訓練を毎年 1 回以上実施する。</u></p> <p><u>4 安全管理課長は、前項の教育及び訓練の結果を取りまとめ、第 2 項各号に掲げる措置の有効性の評価を行い、統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、所長に報告する。</u></p> <p><u>5 所長は、前項の評価の結果に基づき、必要に応じて要領書及び規則の改訂、その他必要な見直しを行う。</u></p>	<p>変更の理由 2 核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 4 の 4 及び第 7 条の 4 の 5 に基づき、重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事項を追加する。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 10 章 非常の場合に採るべき措置</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 事前対策</p> <p>（非常事態の組織） 第 7 6 条 （略）</p> <p>（非常事態の事前措置） 第 7 7 条 所長は、非常事態に備えて、次の各号に掲げる措置をあらかじめ講じる。 (1) 事故対策組織の対策要員を定める。 (2) 非常事態が生じた場合の機構内部及び外部関係機関との通報連絡システムを定める。</p> <p>2 所長は、緊急作業に従事させる要員について、次の各号に掲げる全ての要件に該当する放射線業務従事者から選定する。 (1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる要員は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であること。</p> <p>3 各課長は、各々の職務において事故対策活動に用いる通信連絡用器材、防護具、放射線測定器等を準備し、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 初期活動</p> <p>（非常事態の通報） 第 7 8 条 （略）</p> <p>（応急措置） 第 7 9 条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 章 非常の場合に採るべき措置</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 事前対策</p> <p>（非常事態の組織） 第 8 3 条 （変更なし）</p> <p>（非常事態の事前措置） 第 8 4 条 所長は、非常事態に備えて、次の各号に掲げる措置をあらかじめ講じる。 (1) 事故対策組織の対策要員を定める。 (2) 非常事態が生じた場合の機構内部及び外部関係機関との通報連絡システムを定める。 (3) <u>火災が発生した場合における消防機関への通報や消火又は延焼の防止に必要な活動が確実にできる要員の配置、訓練等を含めた体制を定める。</u></p> <p>2 所長は、緊急作業に従事させる要員について、次の各号に掲げる全ての要件に該当する放射線業務従事者から選定する。 (1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる要員は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であること。</p> <p>3 各課長は、各々の職務において事故対策活動等に用いる<u>資機材（通信連絡用器材、防護具、放射線測定器、消火活動に必要な資機材等）</u>を準備し、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 初期活動</p> <p>（非常事態の通報） 第 8 5 条 （変更なし）</p> <p>（応急措置） 第 8 6 条 （変更なし）</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（章番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない初期消火活動の体制の整備に関する事項（変更前：第 75 条）を削るが、火災発生時の対応の重要性を鑑み、火災が発生した場合の措置が確実にできる体制を整備することを事前措置に追加にする。 【補正にて変更】</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 3 節 非常事態における活動</p> <p>（非常事態の発令） <u>第 8 0 条</u> 所長は、連絡責任者から<u>第 7 8 条</u>第 4 項に基づく通報を受けた場合は、直ちに非常事態を発令する。 2 前項の非常事態が発令された場合は、連絡責任者は対策要員を招集する。 3 所長は、事故対策組織を設置する。</p> <p>（非常事態における活動） <u>第 8 1 条</u> （略）</p> <p>（非常事態の解除） <u>第 8 2 条</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>（原子力災害対策特別措置法に基づく措置） <u>第 8 3 条</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 非常事態における活動</p> <p>（非常事態の発令） <u>第 8 7 条</u> 所長は、連絡責任者から<u>第 8 5 条</u>第 4 項に基づく通報を受けた場合は、直ちに非常事態を発令する。 2 前項の非常事態が発令された場合は、連絡責任者は対策要員を招集する。 3 所長は、事故対策組織を設置する。</p> <p>（非常事態における活動） <u>第 8 8 条</u> （変更なし）</p> <p>（非常事態の解除） <u>第 8 9 条</u> （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>（原子力災害対策特別措置法に基づく措置） <u>第 9 0 条</u> （変更なし）</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p>

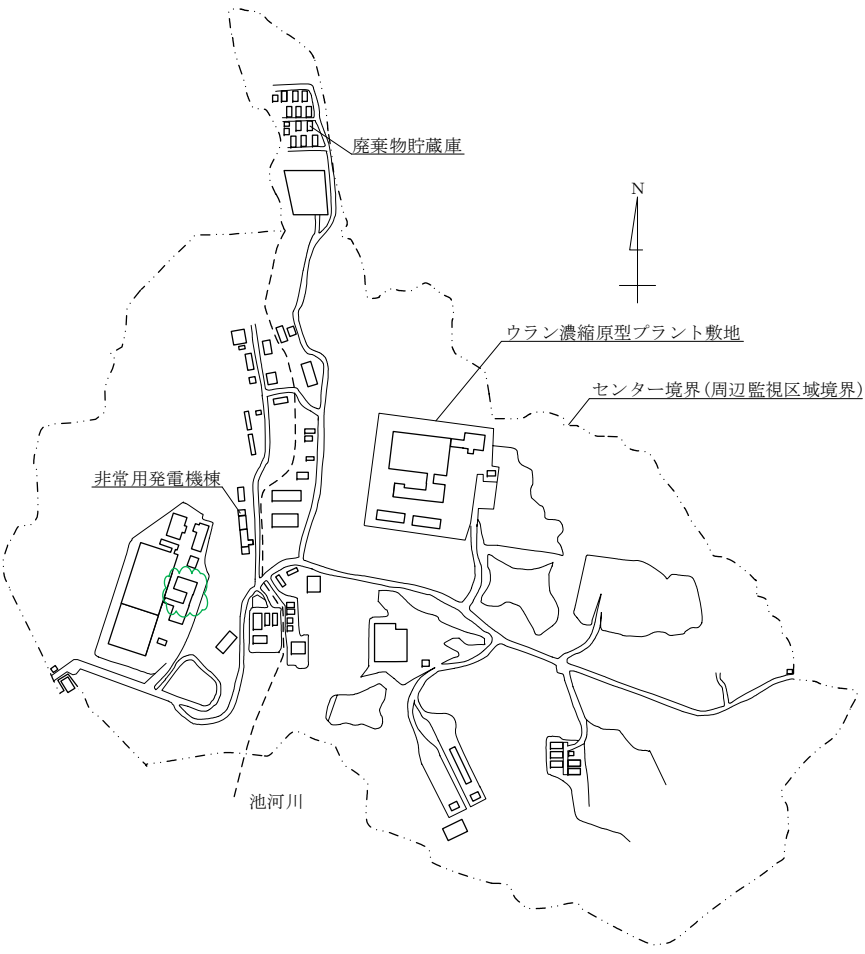
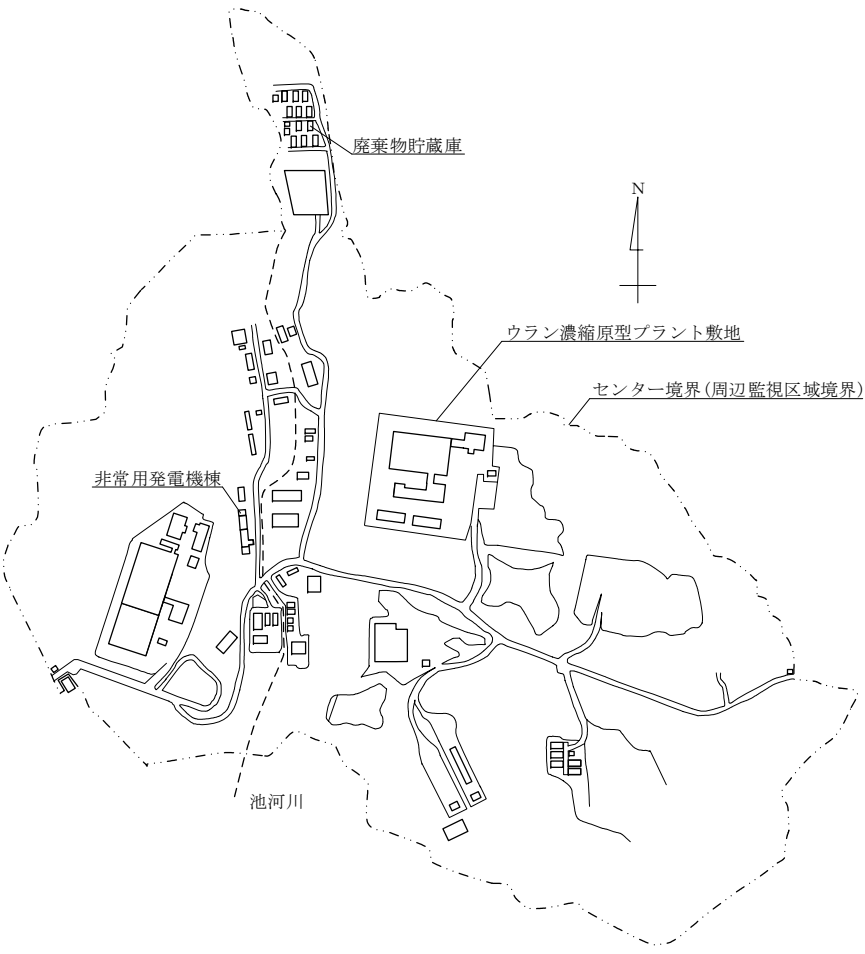
変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 1 章 保安教育訓練</p> <p>（保安教育訓練）</p> <p>第 8 4 条 理事長は、加工施設に係る役員の保安教育計画を定め、実施する。</p> <p>2 所長は、センターの従業員等が自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にするため、次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 毎年度、加工施設に係る放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対して、第 2 1 - 1 表に定める保安教育訓練実施方針に基づき、保安教育訓練計画を定める。保安教育訓練計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(2) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する従業員等に対して、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として当該業務を実施できる力量を明確にするため、教育・訓練の要領書を定める。</p> <p>3 各課室長は、各々の職務において前項第 1 号に基づき、保安教育訓練を実施する。ただし、新規配属者に対しては、既に保安教育訓練が実施されている項目は省略することができる。また、前項第 2 号に基づき、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する従業員等の力量を当該業務に就かせる前までに評価する。</p> <p>4 所長は、センターの従業員等に対して、非常事態の対処に関する総合的な訓練を年 1 回以上実施する。</p> <p>5 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、第 2 1 - 2 表に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る教育訓練を実施する。</p> <p>6 各課室長は、各々の職務において保安教育訓練の結果を取りまとめ、当該課室長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画へ反映する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 章 保安教育訓練</p> <p>（保安教育訓練）</p> <p>第 9 1 条 理事長は、加工施設に係る役員の保安教育計画を定め、実施する。</p> <p>2 所長は、センターの従業員等が自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にするため、次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 毎年度、加工施設に係る放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対して、第 1 9 表に定める保安教育訓練実施方針に基づき、保安教育訓練計画を定める。保安教育訓練計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(2) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する従業員等に対して、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として当該業務を実施できる力量を明確にするため、教育・訓練の要領書を定める。</p> <p>3 各課室長は、各々の職務において前項第 1 号に基づき、保安教育訓練を実施する。ただし、新規配属者に対しては、既に保安教育訓練が実施されている項目は省略することができる。また、前項第 2 号に基づき、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する従業員等の力量を当該業務に就かせる前までに評価する。</p> <p>4 所長は、センターの従業員等に対して、非常事態の対処に関する総合的な訓練を年 1 回以上実施する。</p> <p>5 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、第 2 0 表に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る教育訓練を実施する。</p> <p>6 各課室長は、各々の職務において保安教育訓練の結果を取りまとめ、当該課室長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画へ反映する。</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（章番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 2 章 加工施設の定期的な評価</p> <p><u>（加工施設の定期的な評価）</u></p> <p><u>第 8 5 条 所長は、加工施設の定期的な評価を実施するための要領書を定める。</u></p> <p><u>2 統括者は、各々の職務において前項の要領書に基づき 1 0 年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる事項について実施計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 加工施設における次に定める保安活動の実施状況の評価</u></p> <p>① 品質保証活動</p> <p>② 運転管理</p> <p>③ 保守管理</p> <p>④ 核燃料物質管理</p> <p>⑤ 放射線管理及び環境モニタリング</p> <p>⑥ 放射性廃棄物管理</p> <p>⑦ 事故・故障等発生時の対応及び緊急時の措置</p> <p>⑧ 事故・故障等の経験反映状況</p> <p><u>(2) 加工施設に対して実施した次に定める保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</u></p> <p>① 安全研究成果の反映状況</p> <p>② 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況</p> <p>③ 技術開発成果の反映状況</p> <p><u>3 統括者は、各々の職務において前項の実施計画に基づき評価を行い、その結果について、核燃料取扱主任者の審査を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>4 統括者は、各々の職務において第 1 項の要領書に基づき加工施設の操業開始後 2 0 年を経過する日までに、また、以降、実施完了日から 1 0 年を超えない期間ごとに、経年変化に関する技術的な評価について実施計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>5 統括者は、各々の職務において前項の実施計画に基づき評価を行うとともに、その評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する 1 0 年間の計画を作成し、それらの結果について、核燃料取扱主任者の審査を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>6 統括者は、各々の職務において第 3 項及び第 5 項の評価により得られた知見を予防処置として保安活動へ反映する。</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>	<p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない加工施設の定期的な評価に関する事項を削る。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p style="text-align: center;">第 13 章 記録及び報告</p> <p>（記録等） <u>第 8 6 条</u> <u>第 2 2 表</u>に定める保存責任者は、保安に係る記録を適正に*作成し、記録を作成した課室長を統括する統括者に報告するとともに所定の期間保存する。 2 核燃料取扱主任者は前項の記録について確認する。</p> <p>*：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>（報告） <u>第 8 7 条</u> 統括者は、各々の職務において加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象が発生した場合、加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象に発展するおそれがある場合は、直ちに核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 2 所長は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに理事長に報告する。 (1) 非常事態の発令を行った場合 (2) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象に発展するおそれがある場合 (3) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象が発生した場合 3 所長は、前項第 3 号の報告後、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し、センター担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他、<u>必要な事項</u></p>	<p style="text-align: center;">第 13 章 記録及び報告</p> <p>（記録等） <u>第 9 2 条</u> <u>第 2 1 表</u>に定める保存責任者は、保安に係る記録を適正に*作成し、記録を作成した課室長を統括する統括者に報告するとともに所定の期間保存する。 2 核燃料取扱主任者は前項の記録について確認する。</p> <p>*：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>（報告） <u>第 9 3 条</u> 統括者は、各々の職務において加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象に発展するおそれがある場合及び加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象が発生した場合は、直ちに核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 2 所長は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに理事長に報告する。 (1) 非常事態の発令を行った場合 (2) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象に発展するおそれがある場合 (3) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象が発生した場合 3 所長は、前項第 3 号の報告後、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し、センター担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他必要な事項</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>第 1 図 保安組織 （略）</p> <p>第 2 図 品質マネジメントシステム文書体系 （略）</p> <p>第 3 図（1） 主棟，附属棟，ウラン貯蔵庫管理区域 （略）</p> <p>第 3 図（2） 廃棄物貯蔵庫管理区域 （略）</p>	<p>第 1 図 保安組織 （変更なし）</p> <p>第 2 図 品質マネジメントシステム文書体系 （変更なし）</p> <p>第 3 図（1） 主棟，附属棟，ウラン貯蔵庫管理区域 （変更なし）</p> <p>第 3 図（2） 廃棄物貯蔵庫管理区域 （変更なし）</p>	

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
 <p>第 4 図 周辺監視区域</p> <p>第 5 図 通報連絡系統 (略)</p>	 <p>第 4 図 周辺監視区域</p> <p>第 5 図 通報連絡系統 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（濃縮工学施設 技術管理棟の一部（非管理区域）を解体撤去したことに伴う見直し）。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）				変更後（補正後）				変更理由	
第 1 表 文書（第 2 次文書）と関連条項（第 1 4 条関係）				第 1 表 文書（第 2 次文書）と関連条項（第 1 7 条関係）				・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。	
(1) JEAC4111-2009 が要求する次表の第 2 次文書				(1) JEAC4111-2009 が要求する次表の第 2 次文書					
品質保証 計画関連 条項	文書名	所管部署	保安規定との関連条項	品質保証 計画関連 条項	文書名	所管部署	保安規定との関連条項		
4.2.3	文書及び記録管理要領	本部	第 14 条第 3 項	4.2.3	文書及び記録管理要領	本部	第 17 条第 3 項		
4.2.4	文書・記録管理要領書	センター			4.2.4	文書・記録管理要領書		センター	
8.2.2	原子力安全監査実施要領	本部	第 22 条	8.2.2	原子力安全監査実施要領	本部	第 25 条		
8.3	不適合管理並びに是正及び予防処置要領	本部	第 23 条～第 25 条	8.3	不適合管理並びに是正及び予防処置要領	本部	第 26 条～第 28 条		
8.5.2		センター				8.5.2		センター	
8.5.3						8.5.3			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）				変更後（補正後）				変更理由
(2) プロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために必要と決定した次表の第2次文書				(2) プロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために必要と決定した次表の第2次文書				・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置の管理に係る要領書を新規に制定する。また、核燃料取扱施設運転管理要領書に定めていた加工施設の操作に関する事項を新規に制定した文書に追加し、第2次文書の見直しを図る。 ・変更の理由 2 核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の4の4及び第7条の4の5に基づき、重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に必要な事項を反映する第2次文書と保安規定の関連条文を明確にする。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない加工施設の定期的な評価に関する事項を削る。
品質保証計画関連条項	文書名	所管部署	保安規定との関連条項	品質保証計画関連条項	文書名	所管部署	保安規定との関連条項	
4.1	施設・設備のグレード分け管理要領書	センター	第14条第4項	4.1	施設・設備のグレード分け管理要領書	センター	第17条第4項	
5.4.1	目的・目標管理要領書	センター	第16条、第18条第3項1号	5.4.1	目的・目標管理要領書	センター	第19条、第21条第3項1号	
5.5.1	業務類型書管理規則	センター	第5条第3項	5.5.1	業務類型書管理規則	センター	第7条第3項	
5.5.3 7.2.3	情報入手及び伝達要領書	センター	第19条、第23条	5.5.3 7.2.3	情報入手及び伝達要領書	センター	第22条、第26条	
5.6	マネジメントレビュー実施要領	本部	第17条	5.6	マネジメントレビュー実施要領	本部	第20条	
6.2.2	教育・訓練要領書	センター	第14条第4項3号、第26条、第84条	6.2.2	教育・訓練要領書	センター	第17条第4項3号、第33条、第91条	
6.3	核燃料取扱施設運転管理要領書	センター	第29条～第35条	6.3	核燃料取扱施設運転管理要領書	センター	第36条～第41条	
	放射線測定器管理要領書	センター	第66条		放射線測定器管理要領書	センター	第73条	
	防護具の管理・取扱い要領書	センター	第67条		防護具の管理・取扱い要領書	センター	第74条	
	核燃料取扱施設保守管理要領書	センター	第69条～第72条		核燃料取扱施設保守管理要領書	センター	第76条～第79条	
6.4	核燃料施設区域管理要領書	センター	第65条	6.4	核燃料施設区域管理要領書	センター	第72条	
	放射線測定管理要領書	センター						
7.1	(新規) 核燃料取扱施設運転管理要領書	センター	第27条～第36条	7.1	(削る) 放射性物質等管理要領書	センター	第44条～第49条、第43条	
	放射性物質等管理要領書	センター	第37条～第43条、第36条		放射性物質等管理要領書	センター	第50条～第54条、第43条	
	放射性廃棄物管理要領書	センター	第44条～第48条、第36条		放射性廃棄物でない廃棄物の管理要領書	センター	第55条	
	放射性廃棄物でない廃棄物の管理要領書	センター	第48条の2		核燃料施設区域管理要領書	センター	第56条～第63条、第75条	
	核燃料施設区域管理要領書	センター	第49条～第56条、第68条		個人被ばく管理要領書	センター	第64条～第67条、第70条	
	個人被ばく管理要領書	センター	第57条～第60条、第63条		放射線作業管理要領書	センター	第68条～第69条、第43条	
	放射線作業管理要領書	センター	第61条～第62条、第36条		放射線測定管理要領書	センター	第71条、第72条	
	放射線測定管理要領書	センター	第64条、第65条		放射線測定器管理要領書	センター	第73条、第43条	
	放射線測定器管理要領書	センター	第66条、第36条		防護具の管理・取扱い要領書	センター	第74条	
	防護具の管理・取扱い要領書	センター	第67条		核燃料取扱施設保守管理要領書	センター	第76条～第81条、第43条	
核燃料取扱施設保守管理要領書	センター	第69条～第74条、第36条	事故対策規則	センター	第82条～第89条			
事故対策規則	センター	第75条～第82条	防火管理規則	センター				
7.2.1	法令等登録・参照要領書	センター	第18条第3項1号	7.2.1	法令等登録・参照要領書	センター	第21条第3項1号	
7.3	設計管理要領書	センター	第20条	7.3	設計管理要領書	センター	第23条	
7.4	調達先の評価・選定管理要領	本部	第21条	7.4	調達先の評価・選定管理要領	本部	第24条	
	調達管理要領書	センター						
7.6	監視機器及び測定機器管理要領書	センター	第18条第3項	7.6	監視機器及び測定機器管理要領書	センター	第21条第3項	
	放射線測定器管理要領書	センター						
8.5.3	定期的な評価実施要領書	センター	第85条	(削る)				

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由																																
<p align="center">第 2 表 保安上特に管理を必要とする設備（第 3 0 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 給排気設備</td> <td rowspan="5">施設管理課長</td> </tr> <tr> <td>2. 管理廃水処理設備</td> </tr> <tr> <td>3. 非常用通報連絡設備</td> </tr> <tr> <td>4. 無停電電源設備</td> </tr> <tr> <td>5. 均質設備</td> </tr> <tr> <td>6. 滞留ウラン除去設備</td> <td>設備処理課長</td> </tr> <tr> <td>7. 局所排気設備</td> <td>施設管理課長</td> </tr> <tr> <td>8. 非常用発電機</td> <td rowspan="2">安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>9. 放射線管理設備（排気用モニタ，エリア用モニタ）</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	担当課長	1. 給排気設備	施設管理課長	2. 管理廃水処理設備	3. 非常用通報連絡設備	4. 無停電電源設備	5. 均質設備	6. 滞留ウラン除去設備	設備処理課長	7. 局所排気設備	施設管理課長	8. 非常用発電機	安全管理課長	9. 放射線管理設備（排気用モニタ，エリア用モニタ）	<p align="center">第 2 表 保安上特に管理を必要とする設備（第 3 7 条及び第 3 8 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 給排気設備</td> <td rowspan="4">施設管理課長</td> </tr> <tr> <td>2. 管理廃水処理設備</td> </tr> <tr> <td>3. 非常用通報連絡設備</td> </tr> <tr> <td>4. 無停電電源設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る)</td> </tr> <tr> <td>5. 非常用発電機</td> <td>施設管理課長</td> </tr> <tr> <td>6. 放射線管理設備（排気用モニタ，エリア用HFモニタ（排気系 2））</td> <td>安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	担当課長	1. 給排気設備	施設管理課長	2. 管理廃水処理設備	3. 非常用通報連絡設備	4. 無停電電源設備	(削る)		(削る)		(削る)		5. 非常用発電機	施設管理課長	6. 放射線管理設備（排気用モニタ，エリア用HFモニタ（排気系 2））	安全管理課長	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表中の番号を繰り上げる。また、表記の見直しを図る）。</p> <p>【補正にて変更】</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削る。</p>
設備名称	担当課長																																	
1. 給排気設備	施設管理課長																																	
2. 管理廃水処理設備																																		
3. 非常用通報連絡設備																																		
4. 無停電電源設備																																		
5. 均質設備																																		
6. 滞留ウラン除去設備	設備処理課長																																	
7. 局所排気設備	施設管理課長																																	
8. 非常用発電機	安全管理課長																																	
9. 放射線管理設備（排気用モニタ，エリア用モニタ）																																		
設備名称	担当課長																																	
1. 給排気設備	施設管理課長																																	
2. 管理廃水処理設備																																		
3. 非常用通報連絡設備																																		
4. 無停電電源設備																																		
(削る)																																		
(削る)																																		
(削る)																																		
5. 非常用発電機	施設管理課長																																	
6. 放射線管理設備（排気用モニタ，エリア用HFモニタ（排気系 2））	安全管理課長																																	

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）					変更後（補正後）					変更理由
第 3 表 臨界管理に係る核的制限値（第 3 1 条関係）					第 3 表 臨界管理に係る核的制限値（第 3 9 条関係）					・変更の理由 3 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器等を削る。
単一ユニット					単一ユニット					
適用する設備・機器 注 1)	担当課長	核燃料物質の状態	均質・不均質の区分	核的制限値	適用する設備・機器 注 1)	担当課長	核燃料物質の状態	均質・不均質の区分	核的制限値	
DOP-1 カスケード設備	設備処理課長	気体の UF ₆	均質	1. 濃縮度 5%以下	(削る)					
製品コールドトラップ	設備処理課長	気体及び固体の UF ₆	均質	1. 濃縮度 5%以下 2. 減速条件 H/U-235 10 以下	(削る)					
均質設備コールドトラップ	施設管理課長				(削る)					
回収用コールドトラップ(1)	設備処理課長				(削る)					
回収用コールドトラップ(2)					(削る)					
UF ₇ コールドトラップ					(削る)					
製品シリンダ	施設管理課長	気体、液体及び固体の UF ₆	均質	1. 濃縮度 5%以下	製品シリンダ	施設管理課長	気体、液体及び固体の UF ₆	均質	1. 濃縮度 5%以下	
滞留ウラン回収容器	設備処理課長 注 4) 施設管理課長 注 5)	気体及び固体の UF ₆	均質	2. 減速条件 H/U-235 1.7 以下 注 2)	滞留ウラン回収容器	施設管理課長	気体及び固体の UF ₆	均質	2. 減速条件 H/U-235 1.7 以下 注 2)	
ハンドリング用シリンダ	施設管理課長	気体及び固体の UF ₆	均質	1. 濃縮度 5%以下 2. 形状寸法 (臨界安全直径) 58.8cm 以下	ハンドリング用シリンダ	施設管理課長	気体及び固体の UF ₆	均質	1. 濃縮度 5%以下 2. 形状寸法 (臨界安全直径) 58.8cm 以下	
NaF 処理槽	施設管理課長				(削る)					
使用済 NaF 収納ドラム缶					(削る)					
カスケード排気系ケミカルトラップ(NaF)	設備処理課長				(削る)					
均質設備ケミカルトラップ(NaF)	施設管理課長				(削る)					
滞留用排気系ケミカルトラップ(NaF)	設備処理課長				(削る)					
滞留用バージ系ケミカルトラップ(NaF)					(削る)					
滞留用回収系ケミカルトラップ(NaF)					(削る)					
回収ウラン原料シリンダ	施設管理課長	気体及び固体の UF ₆	均質	1. 濃縮度 1.3%以下 2. 減速条件 H/U-235 6.7 以下 注 3)	(削る)					
備考：臨界管理は、核的制限値の 1. と 2. とを同時に満足することによる。ただし、DOP-1 カスケード設備の臨界管理は濃縮度のみを管理する。					備考：臨界管理は、核的制限値の 1. と 2. とを同時に満足することによる。					
複数ユニット					複数ユニット					
各単一ユニット間の端面距離 30cm 以上					各単一ユニット間の端面距離 30cm 以上					
注 1) 濃縮度 0.95%未満のウランのみを取扱う設備・機器には臨界管理を適用しない。					注 1) 濃縮度 0.95%未満のウランのみを取扱う設備・機器には臨界管理を適用しない。					
注 2) ANSI 規格 30B シリンダに濃縮度 1%以上の UF ₆ を充てんする場合は、UF ₆ 純度 99.5%以上に等価な減速度管理(H/U 0.088 以下)を必要とする。濃縮度 5%の場合、不純物を HF とみなすと H/U-235 1.7 以下に相当する。					注 2) ANSI 規格 30B シリンダに濃縮度 1%以上の UF ₆ を充てんしたもののについては、UF ₆ 純度 99.5%以上に等価な減速度管理(H/U 0.088 以下)を必要とする。濃縮度 5%の場合、不純物を HF とみなすと H/U-235 1.7 以下に相当する。					
注 3) ANSI 規格 48Y シリンダに濃縮度 1%以上の UF ₆ を充てんする場合は、UF ₆ 純度 99.5%以上に等価な減速度管理(H/U 0.088 以下)を必要とする。濃縮度 1.3%の場合、不純物を HF とみなすと H/U-235 6.7 以下に相当する。										
注 4) ウランを充てんした滞留ウラン回収容器を貯蔵するため、施設管理課長へ引き渡すまでの間に適用する。										
注 5) ウランを充てんした滞留ウラン回収容器を貯蔵するため、設備処理課長から引渡しを受けた後に適用する。										

変更前（平成30年10月31日認可版）	変更後（補正後）	変更理由								
<p>第4表 UF₆の最大充てん量（第33条、第41条の2及び第42条関係）</p> <p>（略）</p> <p>第5表 加熱時温度管理（第34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="69 355 925 660"> <thead> <tr> <th>UF₆シリンダ等</th> <th>最高加熱温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品シリンダ 注1) 原料シリンダ 廃品シリンダ 注1) ハンドリング用シリンダ</td> <td>90 °C</td> </tr> <tr> <td>均質設備コールドトラップ 回収用コールドトラップ (1) 回収用コールドトラップ (2)</td> <td>80 °C</td> </tr> <tr> <td>配管等 注2)</td> <td>50 °C ~ 90 °C</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 液化時は85°C以下とする。 注2) UF₆圧力が13.3kPa (100torr) を超えている配管等</p> <p>第6表 吊上げ高さ制限値（第35条関係）</p> <p>（略）</p> <p>第7表 核燃料物質等の搬入、搬出に関する基準値（第37条、第38条、第39条、第43条、第48条及び第68条関係）</p> <p>（略）</p>	UF ₆ シリンダ等	最高加熱温度	製品シリンダ 注1) 原料シリンダ 廃品シリンダ 注1) ハンドリング用シリンダ	90 °C	均質設備コールドトラップ 回収用コールドトラップ (1) 回収用コールドトラップ (2)	80 °C	配管等 注2)	50 °C ~ 90 °C	<p>第4表 UF₆の最大充てん量（第49条関係）</p> <p>（変更なし）</p> <p>（削る）</p> <p>第5表 吊上げ高さ制限値（第41条関係）</p> <p>（変更なし）</p> <p>第6表 核燃料物質等の搬入、搬出に関する基準値（第44条、第45条、第46条、第54条及び第75条関係）</p> <p>（変更なし）</p>	<p>・変更の理由3 記載の適正化を図る（条番号を削るとともに条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、加工設備本体の運転を行わないため、熱的制限に関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する）。</p>
UF ₆ シリンダ等	最高加熱温度									
製品シリンダ 注1) 原料シリンダ 廃品シリンダ 注1) ハンドリング用シリンダ	90 °C									
均質設備コールドトラップ 回収用コールドトラップ (1) 回収用コールドトラップ (2)	80 °C									
配管等 注2)	50 °C ~ 90 °C									

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）					変更後（補正後）					変更理由
第 8 表 核燃料物質の最大貯蔵量（第 4 1 条の 2 関係）					第 7 表 核燃料物質の貯蔵量（第 4 9 条関係）					変更理由
貯蔵場所	最大貯蔵量	核燃料物質の状態	核燃料物質の種類	備考	貯蔵場所	貯蔵量	核燃料物質の状態	核燃料物質の種類	備考	
附属棟 第 1 貯蔵庫	102 ton-U	気体及び 固体の UF ₆	回収ウラン系濃縮ウラン 注 1) 天然ウラン系濃縮ウラン 注 2) 天然ウラン 天然ウラン系劣化ウラン 注 3) 回収ウラン系劣化ウラン 注 4)	66 本 ・ANSI 規格 30B ・ハンドリン グ用シリン ダ ・滞留ウラン 回収容器	附属棟 第 1 貯蔵庫	6 ton-U	気体及び 固体の UF ₆	回収ウラン系濃縮ウラン 注 1)	6 本（空シ リンダを除 く。） ・ANSI 規格 30B ・ハンドリン グ用シリン ダ ・滞留ウラン 回収容器	・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び 条番号を変更するとともに、表記 の見直しを図る）。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、既 に加工設備本体から通常の方法に よる操作において核燃料物質の取 り出しを終了し、今後、核燃料物 質の貯蔵量が増える予定もないた め、核燃料物質の貯蔵量を実在庫 量に変更する。
	490 ton-U	同上	回収ウラン 天然ウラン 回収ウラン系劣化ウラン 注 4) 天然ウラン系劣化ウラン	58 本 ・ANSI 規格 48Y		136 ton-U	同上	天然ウラン 回収ウラン系劣化ウラン 注 2) 天然ウラン系劣化ウラン	24 本（空シ リンダを除 く。） ・ANSI 規格 48Y	
第 2 貯蔵庫	1, 234 ton-U	同上	天然ウラン系劣化ウラン	146 本 ・ANSI 規格 48Y	第 2 貯蔵庫	1, 123 ton-U	同上	天然ウラン系劣化ウラン	144 本 ・ANSI 規格 48Y	
第 3 貯蔵庫	1, 234 ton-U	同上	天然ウラン 注 5) 回収ウラン系劣化ウラン 注 5) 天然ウラン系劣化ウラン	146 本 ・ANSI 規格 48Y	第 3 貯蔵庫	1, 058 ton-U	同上	回収ウラン系劣化ウラン 注 2) 天然ウラン系劣化ウラン	138 本 ・ANSI 規格 48Y	
注 1) 回収ウランの濃縮により発生した濃縮ウラン（以下「回収ウラン系濃縮ウラン」と いう。） 注 2) 天然ウランの濃縮により発生した濃縮ウラン（以下「天然ウラン系濃縮ウラン」と いう。） 注 3) 天然ウランの濃縮により発生した劣化ウラン（以下「天然ウラン系劣化ウラン」と いう。） 注 4) 回収ウランの濃縮により発生した劣化ウラン（以下「回収ウラン系劣化ウラン」と いう。） 注 5) 天然ウラン及び回収ウラン系劣化ウランの最大貯蔵能力は、304ton-U（ANSI 規格 48Y 36 本）とする。					注 1) 回収ウランの濃縮により発生した濃縮ウラン（以下「回収ウラン系濃縮ウラン」と いう。） 注 2) 回収ウランの濃縮により発生した劣化ウラン（以下「回収ウラン系劣化ウラン」と いう。）					

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）		変更後（補正後）	変更理由																					
<p>第 9 表 回収ウランの受入れ仕様（第 4 1 条の 2 関係）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">ウラン同位体</td> <td>^{235}U</td> <td>0.9 %以上 1.3 %以下</td> </tr> <tr> <td>^{232}U</td> <td>1.2 ppb 以下</td> </tr> <tr> <td>^{234}U</td> <td>0.027 %以下</td> </tr> <tr> <td>^{236}U</td> <td>0.4 %以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核分裂生成物</td> <td>^{95}Nb</td> <td>1.3×10^{-1} Bq/g 以下</td> </tr> <tr> <td>^{106}Ru</td> <td>1.0×10^{-2} Bq/g 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超ウラン元素</td> <td>$\text{Np}(\alpha)$</td> <td>9.6×10^{-2} Bq/g 以下</td> </tr> <tr> <td>$\text{Pu}(\alpha)$</td> <td>1.0×10^{-1} Bq/g 以下</td> </tr> <tr> <td>$\text{Am}(\alpha)$</td> <td>3.2×10^{-1} Bq/g 以下</td> </tr> </table>		ウラン同位体	^{235}U	0.9 %以上 1.3 %以下	^{232}U	1.2 ppb 以下	^{234}U	0.027 %以下	^{236}U	0.4 %以下	核分裂生成物	^{95}Nb	1.3×10^{-1} Bq/g 以下	^{106}Ru	1.0×10^{-2} Bq/g 以下	超ウラン元素	$\text{Np}(\alpha)$	9.6×10^{-2} Bq/g 以下	$\text{Pu}(\alpha)$	1.0×10^{-1} Bq/g 以下	$\text{Am}(\alpha)$	3.2×10^{-1} Bq/g 以下	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、回収ウランの受入れ作業がないため、受け入れる仕様を削る。
ウラン同位体	^{235}U		0.9 %以上 1.3 %以下																					
	^{232}U		1.2 ppb 以下																					
	^{234}U		0.027 %以下																					
	^{236}U	0.4 %以下																						
核分裂生成物	^{95}Nb	1.3×10^{-1} Bq/g 以下																						
	^{106}Ru	1.0×10^{-2} Bq/g 以下																						
超ウラン元素	$\text{Np}(\alpha)$	9.6×10^{-2} Bq/g 以下																						
	$\text{Pu}(\alpha)$	1.0×10^{-1} Bq/g 以下																						
	$\text{Am}(\alpha)$	3.2×10^{-1} Bq/g 以下																						
<p>第 1 0 表 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値等（第 4 4 条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第 8 表 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値等（第 5 0 条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する）。 																						
<p>第 1 1 表 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値等（第 4 6 条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第 9 表 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値等（第 5 2 条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する）。 																						
<p>第 1 2 表 身体の汚染検査に関する基準値（第 5 5 条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 0 表 身体の汚染検査に関する基準値（第 6 2 条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する）。 																						
<p>第 1 3 表 放射線業務従事者の線量限度（第 5 9 条及び第 6 3 条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 1 表 放射線業務従事者の線量限度（第 6 6 条及び第 7 0 条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する）。 																						
<p>第 1 4 表 線量の原因調査値及び管理目標値（第 6 0 条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 2 表 線量の原因調査値及び管理目標値（第 6 7 条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する）。 																						

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>第 1 5 表 線量評価項目及び頻度（第 6 0 条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 3 表 線量評価項目及び頻度（第 6 7 条及び第 7 0 条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更するとともに，表記の見直しを図る）。</p>
<p>第 1 6 表 特殊放射線作業に係る管理基準値（第 6 2 条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 4 表 特殊放射線作業に係る管理基準値（第 6 9 条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する）。</p>
<p>第 1 7 表 線量当量等の測定（第 6 5 条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 5 表 線量当量等の測定（第 7 2 条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）				変更後（補正後）				変更理由
第 18 表 放射線測定器等（第 66 条関係）				第 16 表 放射線測定器等（第 73 条関係）				
種類	機器名	数量	点検・校正頻度	種類	機器名	数量	点検・校正頻度	・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更するとともに、表中の番号を繰り上げる。また、表記の見直しを図る）。 【補正にて変更】 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削る。 【補正にて変更】 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、性能を維持すべき施設として敷地境界付近のモニタリングを行う設備（モニタリングポスト及びモニタリングステーション）を追加する。 【補正にて変更】
放射線管理	排気監視	(1) 排気用 α ガストモニタ	3 式	放射線管理	排気監視	(1) 排気用 α ガストモニタ	3 式	
		(2) 排気用 β (γ) ガストモニタ	2 式			(2) 排気用 β (γ) ガストモニタ	2 式	
		(3) 排気用 HF モニタ	2 式			(3) 排気用 HF モニタ	2 式	
	排水監視	(1) 放射能測定装置	1 台以上		排水監視	(1) 放射能測定装置	1 台以上	
		作業管理	(1) エリア用 HF モニタ			4 台	作業管理	
	(2) 手・足・衣服モニタ		2 台		(2) 手・足・衣服モニタ	2 台		
	(3) シンチレーション型サーベイメータ		10 台以上		(3) シンチレーション型サーベイメータ	10 台以上		
	(4) GM 管式サーベイメータ		5 台以上		(4) GM 管式サーベイメータ	5 台以上		
	(5) 電離箱式サーベイメータ		4 台以上		(5) 電離箱式サーベイメータ	4 台以上		
	(6) エアスニッフア検出端		51 個		(6) エアスニッフア検出端	51 個		
(7) 可搬型空気サンプラ	1 台以上		(7) 可搬型空気サンプラ	1 台以上				
(8) 個人用ダストサンプラ	5 台以上		(8) 個人用ダストサンプラ	5 台以上				
(9) 放射能測定装置	1 台以上		(9) 放射能測定装置	1 台以上				
被ばく管理	(1) 熱蛍光線量計測定装置	1 台以上	被ばく管理	(1) 熱蛍光線量計測定装置	1 台以上			
	(2) ポケット線量計	10 本以上		(2) ポケット線量計	10 本以上			
環境放射線(能)測定	(1) モニタリングポイント	1 式	環境管理	(1) モニタリングポイント	1 式			
	(2) モニタリング車	1 式		(2) モニタリング車	1 式			
	(3) 可搬型空気サンプラ	1 式		(3) 可搬型空気サンプラ	1 式			
	(4) 気象観測設備	1 式		(4) 気象観測設備	1 式			
	<u>(新規)</u>			<u>(5) モニタリングポスト</u>	2 式			
	<u>(新規)</u>			<u>(6) モニタリングステーション</u>	1 式			

変更前（平成30年10月31日認可版）			変更後（補正後）			変更理由
第19表 巡視・点検を行う設備等（第69条関係）			第17表 巡視を行う設備等（第76条関係）			・変更の理由3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更するとともに、表中の番号を繰り上げる）。 ・変更の理由1 廃止措置段への移行に伴い、表題目等を変更する。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削る。また、維持管理を継続する設備・機器において、保安上の措置が講じられ設備・機器を停止する場合は、当該設備・機器に変化が生じないため、当該設備・機器の停止時の巡視頻度を変更する。 【補正にて変更】
巡視・点検を行う設備等	担当課長	頻度	巡視を行う設備等	担当課長	頻度	
1. 建物 <small>注1)</small>	施設管理課長	1回以上/日	1. 建物 <small>注1)</small>	施設管理課長	1回以上/日 <small>注3)</small>	
2. DOP-1 カスケード設備	設備処理課長		(削る)			
3. DOP-2 カスケード設備			(削る)			
4. DOP-1 UF ₆ 処理設備	施設管理課長 設備処理課長		(削る)			
5. 滞留ウラン除去設備	設備処理課長		(削る)			
6. 均質設備	施設管理課長		(削る)			
7. ユーティリティ設備			2. ユーティリティ設備	施設管理課長		
8. 放射線管理設備 (排気用モニタ, エリア用モニタ)	安全管理課長		3. 放射線管理設備 (排気用モニタ, エリア用HFモニタ (排気系2))	安全管理課長		
9. 一般電源設備			4. 一般電源設備			
10. 非常用発電機			5. 非常用発電機			
11. 無停電電源設備	施設管理課長		6. 無停電電源設備	施設管理課長		
12. 低圧電源設備			7. 低圧電源設備			
13. 給排気設備 (局所排気設備を含む)			8. 給排気設備			
14. 建物 <small>注2)</small>		9. 建物 <small>注2)</small>		1回以上/週		
15. 第1貯蔵庫 (使用済NaF貯蔵エリアを含む)	施設管理課長	10. 第1貯蔵庫 (使用済NaF貯蔵エリアを含む)	施設管理課長			
16. 第2貯蔵庫		11. 第2貯蔵庫				
17. 第3貯蔵庫		12. 第3貯蔵庫				
18. 管理廃水処理設備		13. 管理廃水処理設備				
19. 廃棄物貯蔵庫, 放射性液体廃棄物保管エリア		14. 廃棄物貯蔵庫, 放射性液体廃棄物保管エリア				
20. 分析設備		処理技術開発課長			(削る)	

注1) 2～13の設備を有する建物
 注2) 15～20の設備を有する建物

注1) 2～8の設備を有する建物
 注2) 10～14の設備を有する建物
 注3) 設備・機器の停止時は除く。

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）						変更後（補正後）						変更理由			
第 20 表 施設定期自主検査（第 70 条関係）						第 18 表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査（第 77 条関係）（1/5）									
設備名称	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長	設備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	要求される機能	維持すべき期間	担当課長			
1. 給排気設備	(1)送排風機の起動停止シーケンス作動検査	予備機切り替え・給気及び排気用送排風機の起動制限インタロックが正常に機能することの確認	1回/年	施設管理課長	設備処理課長	建物	①巡視記録の確認検査	第1種管理区域 ・巡視記録により壁、天井及び扉に破損等がないこと及び床塗装に除染の妨げとなる大きな剥がれ等がないことを確認する。また、異常が確認された場合は、適切な措置が行われていることを確認する。 第2種管理区域及び非常用発電機棟 ・巡視記録により壁、天井及び扉に破損等がないことを確認する。また、異常が確認された場合は、適切な措置が行われていることを確認する。	1回/年	漏水防止機能	管理区域の解除まで	施設管理課長	・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。 【補正にて変更】 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削る。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間について明確にする。 【補正にて変更】		
	(2)気体廃棄設備の処理能力検査	運転中の排風機の処理能力が所定の能力以上であることの確認													
	(3)第1種管理区域の負圧確認	第1種管理区域が区域外より負圧に保たれていることの確認													
	(4)濾過装置の性能確認	高性能エアフィルタが99.9%以上の捕集性能があり、交換時のDOP試験結果でも99.9%以上であることの確認													
	(5)負圧差圧の警報作動検査	第1種管理区域と区域外との差圧が異常となった場合に警報を発することの確認	1回/月 1回/年											1回/年	処理技術開発課長
	(6)保守フードの面速確認	六フッ化ウランが漏えいした場合、漏えいの拡大を防止する機能の確認													
	(7)配管フードの機能確認	六フッ化ウランが漏えいした場合、42秒以内に緊急シャッターが閉止すること及び排気系統が切り換ることの確認	1回/年											1回/年	施設管理課長
	(8)分析フードの面速確認	ウランをフード内に閉じ込める機能の確認													
2. 管理廃水処理設備	(1)処理能力の検査	放射性液体廃棄物の廃棄設備の処理能力が400ℓ/日以上あることの確認	1回/年	施設管理課長	施設管理課長	③建屋鉄骨の肉厚測定記録の確認検査	・建屋鉄骨の減肉が許容範囲内であること。また、許容範囲外が確認された場合は、適切な措置が行われていることを確認する。	1回/年	漏水防止機能	管理区域の解除まで	施設管理課長				
	(2)液面検知の警報作動検査	管理廃水受水槽及び管理廃水排水槽の液面が異常高となった場合に警報を発することの確認	1回/月 1回/年												
	(3)漏えい検査	管理廃水受水槽、反応槽及び管理廃水排水槽の漏えいがないことの確認	1回/年												
3. 非常用通報連絡設備	(1)機能検査	非常用通報連絡設備の機能が正常であることの確認	1回/年	施設管理課長	施設管理課長	④外壁の外観目視検査	・外壁面等の外観に著しい亀裂、剥落、欠損、損傷又は腐食がないことを確認する。また、異常が確認された場合には、適切な措置が行われていることを確認する。	1回/年	漏水防止機能	管理区域の解除まで	施設管理課長				
	(2)機能確認	非常用通報連絡設備の通話及び非常一斉放送の確認	1回/月												
4. 無停電電源設備	(1)無停電電源装置の作動検査	外部電源喪失時、連続して負荷へ給電できることの確認	1回/年	施設管理課長	施設管理課長	⑤天井・内壁の外観目視検査	・天井・内壁について、雨水の流入又は設置した設備の運転に支障を与えるような大きな破損がないことを確認する。また、異常が確認された場合は、適切な措置が行われていることを確認する。	1回/年	吊上げ高さ制限機能	譲渡し終了まで	施設管理課長				
	(2)無停電電源装置の作動検査	蓄電池の電圧が正常であることの確認	1回/月												
	(3)絶縁抵抗試験	無停電電源装置の絶縁抵抗が正常であることの確認	1回/年												
5. DOP-1 UF ₆ 処理設備	(1)系内圧力の確認	系内の圧力が大気圧以下に保持されていることの確認	1回/年	施設管理課長	施設管理課長	①作動検査	・UF ₆ シリンダを吊り上げたときの最大吊上げ高さについて、UF ₆ シリンダ最下面からシリンダ置場及びシリンダ積換台の床面までの距離が1.2m以下であることを確認する。 ・UF ₆ シリンダを吊り上げているときに停電した場合には、停止状態を維持すること及び停電回復時に自動的に起動しないことを確認する。	1回/年	吊上げ高さ制限機能	譲渡し終了まで	施設管理課長				
	(2)圧力計の校正	系内圧力確認に係る計器の校正													
6. 滞留ウラン除去設備	ボンベ槽	(1)圧力異常によるインタロックの作動検査	圧力異常が発生した場合、系内圧力を大気圧以下に維持する機能の確認	1回/年	施設管理課長	設備処理課長	②労働安全衛生法に基づく点検記録の確認検査	・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であることを確認する。	1回/年	性能維持機能	譲渡し終了まで	施設管理課長			
		(2)圧力計の校正	圧力異常によるインタロックに係る計器の校正												
		(3)圧力異常警報の作動検査	圧力の警報機能の確認												
	回収用ワールドトランプ	(1)温度・圧力異常によるインタロックの作動検査	温度・圧力異常が発生した場合、過加熱を防止する機能の確認	1回/年											
		(2)温度・圧力計の校正	温度・圧力異常によるインタロックに係る計器の校正	1回/月											
	(3)温度・圧力異常警報の作動検査	温度・圧力の警報機能の確認	1回/月												

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）						変更後（補正後）						変更理由	
第 20 表 施設定期自主検査（第 70 条関係）（続き）						第 18 表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査（第 77 条関係）（2/5）						変更理由	
設備名称	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長	設備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	要求される機能	維持すべき期間		担当課長
7. 均質設備	均質設備 コントロール トップ	(1) 温度・圧力異常によるインタロックの作動検査	温度・圧力異常高が発生した場合、過加熱を防止する機能の確認	1 回/年	施設管理課長	核燃料物質の貯蔵施設	ANSI 規格 48Y ハンドリング用 シリンダ	① 外観検査	・貯蔵状態のままを目視可能な範囲の外表面に使用上有害な傷、変形がないことを確認する。	1 回/年	閉じ込め機能	譲渡し終了まで	施設管理課長 (注1)
		(2) 温度・圧力計の校正	温度・圧力異常によるインタロックに係る計器の校正	1 回/年				② 員数検査	・ANSI 規格 48Y、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器の員数を識別番号等の記録で照合し、核燃料物質の貯蔵施設に保管中の員数と同じであることを確認する。				
		(3) 温度・圧力異常警報の作動検査	温度・圧力の警報機能の確認					③ 漏えい検査	・ANSI 規格 48Y、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器のバルブ周辺部及びプラグ部周辺について、スマイヤ法により採取したスマイヤ紙を放射能測定装置で測定した結果が、検出限界値以下であることを確認する。				
	(4) 重量異常によるインタロックの作動検査	重量異常高が発生した場合、過充てんを防止する機能の確認	1 回/年				主棟(排気系 1)	① 送排風機の起動停止シーケンス作動試験	・運転中の排風機が故障発生で停止し予備の排風機が自動起動することを確認する。 ・運転中の排風機の停止と同時に運転中の送風機が停止し、予備の排風機の自動起動から約 30 秒後に送風機が再起動することを確認する。 ・送風機運転中に、運転中の排風機に停止信号を与えても運転中の排風機が停止しないことを確認する。				
	(5) 重量計の校正	重量異常によるインタロックに係る計器の校正		1 回/月 1 回/年				② 気体廃棄設備の処理能力検査	・排風機の処理能力について所定の能力が 20,000 m ³ /h 以上であることを確認する。				
	(6) 温度・圧力計の校正	温度・圧力異常によるインタロックに係る計器の校正						③ 第 1 種管理区域の負圧確認	・第 1 種管理区域の各室が区域外より負圧が -19.6 Pa (-2mmH ₂ O) 以下に保たれていることを確認する。				
	(7) 誤操作防止インタロックの作動検査	電磁弁を誤操作した場合、六フッ化ウラン漏えいを防止する機能の確認	1 回/年				④ ろ過装置の性能検査	・高性能エアフィルタ交換時の DOP 試験結果で捕集効率が 99.9% 以上であることを確認する。					
(8) 六フッ化ウラン漏えい拡大防止インタロックの作動検査	六フッ化ウランが漏えいした場合、漏えいの拡大を防止する機能の確認	1 回/年		⑤ 負圧差圧の警報作動検査	・第 1 種管理区域の区域外との差圧が異常となった場合に、設定値の許容範囲内で警報が発することを確認する。								
(9) 温度・圧力異常警報の作動検査	温度・圧力の警報機能の確認			1 回/年 1 回/月									
8. 局所排気設備	(1) 工程用モニタ異常によるインタロックの作動検査		六フッ化ウランが漏えいした場合、排気系統を切り替える機能の確認		1 回/年	施設管理課長	放射性廃棄物の廃棄施設				1 回/年	負圧維持機能 閉じ込め機能 放射性物質の捕集機能	第 1 種管理区域の解除まで
		(2) 工程用モニタの校正	工程用モニタ異常によるインタロックに係るモニタの校正										
		(3) 工程用モニタの警報作動検査	工程用モニタの警報機能の確認										
9. 非常用発電機	(1) 非常用発電機の作動検査	外部電源喪失時、非常用発電機が起動して 40 秒以内に負荷へ給電できる状態になることの確認	1 回/年	施設管理課長					1 回/年				
		(2) 非常用発電機の作動検査											非常用発電機を起動し、その作動状態を確認
		(3) 絶縁抵抗試験											非常用発電機の絶縁抵抗が正常であることの確認
10. 放射線管理設備	(1) 排気用モニタの校正	排気用モニタ (α、β (γ)、HP) の校正及び所定の値で警報を発することの確認	1 回/年	安全管理課長					1 回/年				
		(2) エリア用モニタの校正											エリア用モニタの校正及び所定の値で警報を発することの確認
11. 核燃料物質の貯蔵設備	天井走行クレーン及びテラハ	(1) 天井走行クレーン及びテラハの作動検査	シリンダの吊上げ高さを制限する機能及び吊上げ操作時の停電による誤操作防止機能の確認	1 回/年	施設管理課長				1 回/年				
		(2) 安衛法に基づく点検記録の確認検査	安衛法に基づく点検の記録により性能が正常であることの確認										
	原料・廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器	(1) 外観検査	使用上有害な傷、変形等がないことの確認	1 回/年									安全管理課長
(2) 員数検査	員数を目視により確認												
12. 自動火災報知設備	(1) 自動火災報知設備の警報装置の機能検査	自動火災報知設備の警報装置の機能が正常であることの確認	1 回/月	施設管理課長					1 回/月				
		(2) 消防法に基づく点検記録の確認検査											消防法に基づく点検の記録により機能が正常であることの確認
13. 管理区域	(1) 線量当量率及び空気中の放射性物質濃度の測定	線量当量率及び空気中の放射性物質濃度が所定の値以下であることを確認	1 回/年	安全管理課長									

変更の理由 3
記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更するとともに、表中の番号を繰り上げる。また、表記の見直しを図る）。
【補正にて変更】

変更の理由 1
廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削る。

変更の理由 1
廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間について明確にする。
【補正にて変更】

変更の理由 2
加工施設の性能に係る技術基準に関する規則に定める技術上の基準として定められていない管理区域の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定に係る検査項目を削る。
【補正にて変更】

注 1) 漏えい検査におけるスマイヤ紙の放射能測定は、安全管理課長が実施する。

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）

変更後（補正後）

変更理由

**第 18 表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査
(第 77 条関係) (3/5)**

設備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	要求される機能	維持すべき期間	担当課長
放射性廃棄物の廃棄施設	①送排風機の起動停止シーケンス作動試験	・運転中の排風機が故障発生で停止し予備の排風機が自動起動することを確認する。 ・排風機のバックアップがない状態では、運転中の排風機が停止したときには運転中の送風機が自動停止することを確認する。 ・バックアップを含む排風機 2 台が停止状態では、送風機が起動しないことを確認する。	1回/年	負圧維持機能	第1種管理区域の解除まで	施設管理課長
	②気体廃棄設備の処理能力検査	・排風機の処理能力について所定の能力が 5,000 m ³ /h 以上であることを確認する。	1回/年	閉じ込め機能		
	③第1種管理区域の負圧確認	・第1種管理区域の各室が区域外より負圧が-19.6 Pa (-2mmH ₂ O) 以下に保たれていることを確認する。		放射性物質の捕集機能		
	④ろ過装置の性能検査	・高性能エアフィルタ交換時の DOP 試験結果で捕集効率が 99.9%以上であることを確認する。				
	⑤負圧差圧の警報作動検査	・第1種管理区域の区域外との差圧が異常となった場合に、設定値の許容範囲内で警報が発することを確認する。		1回/年 1回/月		
付属棟（局所排気設備）	①送排風機の起動停止シーケンス作動試験	・運転中の排風機が故障発生で停止し予備の排風機が自動起動することを確認する。 ・運転中の排風機の停止と同時に運転中の送風機が停止し、予備の排風機の自動起動から約 30 秒後に送風機が再起動することを確認する。 ・送風機運転中に、運転中の排風機に停止信号を与えても運転中の排風機が停止しないことを確認する。	1回/年	負圧維持機能	第1種管理区域の解除まで	施設管理課長
	②気体廃棄設備の処理能力検査	・排風機の処理能力について所定の能力が 24,000 m ³ /h 以上であることを確認する。	1回/年	閉じ込め機能		
	③第1種管理区域の負圧確認	・第1種管理区域の各室が区域外より負圧が-19.6 Pa (-2mmH ₂ O) 以下に保たれていることを確認する。		放射性物質の捕集機能		
	④ろ過装置の性能検査	・高性能エアフィルタ交換時の DOP 試験結果で捕集効率が 99.9%以上であることを確認する。				
	⑤負圧差圧の警報作動検査	・第1種管理区域の区域外との差圧が異常となった場合に、設定値の許容範囲内で警報が発することを確認する。		1回/年 1回/月		

・変更の理由 1
廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削る。
・変更の理由 1
廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間について明確にする。
【補正にて変更】

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）

変更後（補正後）

変更理由

**第 18 表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査
(第 77 条関係) (4/5)**

設備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	要求される機能	維持すべき期間	担当課長
放射性廃棄物の廃棄施設	保守フード	①面速確認検査 ・通常使用時において、開口部からフード内部に向かう気流の面速が 0.5m/sec 以上であることを確認する。	1回/年	局所排気機能	第 1 種管理区域の解除まで	施設管理課長
	主棟(管理廃水処理設備)	①処理能力の検査 ・放射性液体廃棄物の処理能力について 400ℓ 以上の廃水を処理する時間が 24 時間以内であることを確認する。	1回/年	管理廃水処理機能	管理区域の解除まで	施設管理課長
		②漏えい検査 ・管理廃水受水槽、反応槽及び管理廃水排水槽の水位が 24 時間以上変化しないことを確認する。	1回/年			
	③液面検知の警報作動検査 ・管理廃水受水槽及び管理廃水排水槽の液面が異常高となった場合に警報が吹鳴することを確認する。	1回/年 1回/月				
放射線管理施設	排気用モニタ(α線ダストモニタ)	①警報作動検査 ・計数効率が排気用モニタ(α線ダストモニタ)で 10%以上、排気用モニタ(β(γ)線ダストモニタ)で 15%以上であることを確認する。 ・警報設定値の±5%以内で計数率計のランプが点滅、警報表示器のランプが点灯し、警報が吹鳴することを確認する。	1回/年	空気中の放射性物質濃度の監視機能	第 1 種管理区域の解除まで	安全管理課長
	排気用モニタ(β(γ)線ダストモニタ)		1回/年			
	排気用モニタ(HF モニタ) エリア用 HF モニタ(排気系 2)	①警報作動検査 ・トレーサビリティが担保された試薬をモニタ本体に投入し、スパン校正を行う。 ・警報設定値を超えた場合にモニタ本体の警報が表示され、放射線監視盤で警報表示及び警報が吹鳴することを確認する。	1回/年			
モニタリングポスト モニタリングステーション	①感度試験 ・検出器の中心より 1m の高さから垂直に標準線源により γ 線を照射した際に監視端末に表示される指示値が、照射した基準線量率に対して±20%の許容範囲内であることを確認する。	1回/年	周辺監視区域における外部放射線に係る線量の監視機能	第 1 種管理区域の解除まで	安全管理課長	
	②指示精度確認試験 ・観測局の測定器盤に所定の線量率に相当する模擬信号を入力した際に、表示された指示値がモニタリングポストについては±2%、モニタリングステーションについては±10%の許容範囲内であることを確認する。					
	③警報作動試験 ・観測局の測定器盤の指示計の値が警報設定値の 95%となるよう模擬信号を入力し、観測局及び正門監視局で警報が 5 分以上継続して作動しないこと。 ・観測局の測定器盤の指示計の値が警報設定値の 105%となるよう模擬信号を入力し、観測局及び正門監視局で警報が 5 分以内に吹鳴し、警報ランプが点灯すること。					

・変更の理由 1
廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削る。

・変更の理由 1
廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間について明確にする。
【補正にて変更】

・変更の理由 1
廃止措置段階への移行に伴い、機能を維持すべき施設として敷地境界付近のモニタリングを行う設備（モニタリングポスト及びモニタリングステーション）を追加する。
【補正にて変更】

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）

変更後（補正後）

変更理由

**第 18 表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査
(第 77 条関係) (5/5)**

設備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	要求される機能	維持すべき期間	担当課長
その他加工施設の附属施設	非常用通報設備	①機能検査	・機能が正常であることを確認する。	1回/年	センター内の連絡機能 外部電源喪失時の電源供給機能 火災報知機能	管理区域の解除まで 施設管理課長
		②機能確認	・通話及び非常一斉放送が正常であることを確認する。	1回/月		
	無停電電源装置	①絶縁抵抗試験	・絶縁抵抗値が 3MΩ 以上であることを確認する。	1回/年		
		②作動検査	・外部電源喪失時に連続して負荷へ蓄電池から所定の交流出力電圧、電流が供給できることを確認する。 交流出力電圧:盤面で 105V ± 1.6V 交流出力電流:盤面で 0.412KA 以下			
			・蓄電池の電圧が正常であることを確認する。			
	非常用発電機	①絶縁抵抗試験	・絶縁抵抗値が 5MΩ 以上であることを確認する。	1回/年		
		②作動検査	・外部電源喪失時に非常用発電機が 40 秒以内に起動完了することを確認する。 発電機電圧 : 6,600V ± 300V 発電機周波数: 60.0Hz ± 1.0Hz			
			・非常用発電機を起動し、その作動状態を確認する。			
	自動火災報知設備	①消防法に基づく点検記録の確認検査	・消防法に基づく点検の記録により機能が正常であることを確認する。	1回/年		
		②警報装置の機能検査	・警報装置の機能が正常であることを確認する。	1回/月		

・変更の理由 1
廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削る。
・変更の理由 1
廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間について明確にする。
【補正にて変更】

変更前（平成30年10月31日認可版）						変更後（補正後）						変更理由
第21-1表 保安教育訓練実施方針（第84条関連）						第19表 保安教育訓練実施方針（第91条関連）						・変更の理由3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する。また、表中の番号を繰り下げるとともに、表記の見直しを図る）。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置に関する事項を保安教育に追加する。
保安教育訓練内容	区分	実施時期 注2)	実施時間			保安教育訓練内容	区分	実施時期 注2)	実施時間			
			放射線業務従事者		放射線業務従事者以外の者				放射線業務従事者		放射線業務従事者以外の者	
			運転・保守に係る業務に従事する者 注1)	その他の者					運転・保守に係る業務に従事する者 注1)	その他の者		
(1) 関係法令，保安規定の遵守及び加工事業許可申請書に関すること	原子炉等規制法等関係法令 保安規定 核燃料物質加工事業許可申請書	年1回	1時間以上	1時間以上	0.5時間以上	(1) 関係法令，保安規定の遵守及び加工事業許可申請書並びに廃止措置計画認可申請書に関すること	原子炉等規制法等関係法令 保安規定 廃止措置計画認可申請書	年1回	1時間以上	1時間以上	0.5時間以上	
		変更時	0.5時間以上 (職務に応じて)					変更時	0.5時間以上 (職務に応じて)			
		年1回	1時間以上	1時間以上	1時間以上			年1回	1時間以上	1時間以上	1時間以上	
(2) 施設の構造，性能及び操作に関すること	施設・設備概要 主要系統の機能・性能 運転管理 保守管理 運転訓練	年1回	2時間以上	1時間以上 (概要のみ)	0.5時間以上 (概要のみ)	(2) 施設の構造，性能に関すること	施設・設備概要 主要系統の機能・性能 運転管理 保守管理 運転訓練	年1回	1.5時間以上	0.5時間以上 (概要のみ)	0.5時間以上 (概要のみ)	
		変更時	0.5時間以上 (職務に応じて)					変更時	0.5時間以上 (職務に応じて)			
<u>(新規)</u>						<u>(3) 廃止措置に関すること</u>						
(3) 臨界に関すること	臨界管理	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上		(3) 廃止措置に関すること	廃止措置の実施計画	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上		
(4) 放射線管理に関すること	放射線防護 放射線管理	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上		(4) 臨界に関すること	臨界管理	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上		
(5) 核燃料物質等及び放射性廃棄物の取扱いに関すること	核燃料物質等の管理 放射性廃棄物の管理	年1回	1時間以上	0.5時間以上		(5) 放射線管理に関すること	放射線防護 放射線管理	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上		
(6) 非常の場合に採るべき処置に関すること（訓練を含む）		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	(6) 核燃料物質等及び放射性廃棄物の取扱いに関すること	核燃料物質等の管理 放射性廃棄物の管理	年1回	1時間以上	0.5時間以上		
(7) その他，加工施設に係る保安教育に關し必要な事項		年1回	0.5時間以上 (職務に応じて)			(7) 非常の場合に採るべき処置に関すること（訓練を含む）		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	
		事故事例発生時	0.5時間以上 (職務に応じて)			(8) その他加工施設に係る保安教育に關し必要な事項		年1回	0.5時間以上 (職務に応じて)			
								事故事例発生時				

ただし、役員については第84条第1項に基づくものとする。

注1) 加工施設の運転・保守(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者

注2) 新規配属者には配属時に実施

ただし、役員については第91条第1項に基づくものとする。

注1) 加工施設の運転・保守(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者

注2) 新規配属者には配属時に実施

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
<p>第 2 1 - 2 表 緊急作業に係る教育訓練（第 8 4 条関係）</p> <p>（略）</p>	<p>第 2 0 表 緊急作業に係る教育訓練（第 9 1 条関係）</p> <p>（変更なし）</p>	<p>・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び 条番号を変更する）。</p>

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）			変更後（補正後）			変更理由		
第 2 2 表 記録及び保存に係る項目（第 8 6 条関係）			第 2 1 表 記録及び保存に係る項目（第 9 2 条関係）（1 / 3）					
記録事項	保存期間	保存責任者	記録事項	保存期間	保存責任者	・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。 【補正にて変更】 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、核燃料物質をセンター外へ運搬する職位を施設管理課長に一本化する。		
1. 加工施設の検査記録	(1) 法第 16 条の 3 第 1 項の規定による使用前検査の結果	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	管理者 安全管理課長	1. 加工施設の検査記録	(1) 法第 16 条の 3 第 1 項の規定による使用前検査の結果		同一事項に関する次の検査のときまでの期間	
	(2) 法第 16 条の 5 第 1 項の規定による施設定期検査の結果				(2) 法第 16 条の 5 第 1 項の規定による施設定期検査の結果			
	(3) 第 20 表に定める設備の施設定期自主検査の結果	検査終了後 5 年を経過するまでの期間			(3) 第 17 表に定める設備の施設定期自主検査の結果		検査終了後 5 年を経過するまでの期間	
2. 放射線管理記録	(1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	10 年間	安全管理課長	2. 放射線管理記録	(1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度		10 年間	安全管理課長
	(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の 1 週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度				(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の 1 週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度			
	(3) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	加工規則第 7 条第 5 項に定める期間	安全管理課長	(3) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	加工規則第 7 条第 5 項に定める期間		安全管理課長	
	(4) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量							(4) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量
	(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	1 年間	施設管理課長 処理技術開発課長	(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	1 年間		施設管理課長 (削る)	
	(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばく経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴							(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばく経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴
	(7) センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路			(7) センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路				

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）			変更後（補正後）			変更理由		
第 2 表 記録及び保存に係る項目（第 8 6 条関係）（続き）			第 2 1 表 記録及び保存に係る項目（第 9 2 条関係）（2 / 3）			変更理由		
記録事項	保存期間	保存責任者	記録事項	保存期間	保存責任者			
2. 放射線管理記録（続き）	(8) 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間	管理者	2. 放射線管理記録（続き）	(8) 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間	管理者	・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更するとともに、表中の番号を繰り上げる。また、表記の見直しを図る）。 【補正にて変更】 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器の操作記録を削る。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を所掌していた職位を削る。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない加工施設の定期的な評価について、これまで実施した当該記録の保管を明確にするための注書きを追加する。 ・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。
3. 操作記録	(1) 第 2 表に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量の値 (2) 第 2 表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作開始及び操作停止の時刻 (3) 警報装置から発せられた警報の内容 (4) 第 2 表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	1 年間	施設管理課長 設備処理課長 安全管理課長	3. 操作記録	(削る) (1) 第 2 表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作開始及び操作停止の時刻 (2) 警報装置から発せられた警報の内容 (3) 第 2 表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	1 年間	施設管理課長 (削る) 安全管理課長	
4. 保守記録	(1) 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名 (2) 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	1 年間	管理者 安全管理課長	4. 保守記録	(1) 加工施設の巡視の状況及びその担当者の氏名 (2) 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	1 年間	施設管理課長 安全管理課長	
5. 加工施設の事故記録	(1) 事故の発生及び復旧の時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間	管理者 安全管理課長	5. 加工施設の事故記録	(1) 事故の発生及び復旧の時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間	管理者 安全管理課長	
6. 気象記録	(1) 風向及び風速 (2) 降雨量 (3) 大気温度	10 年間	安全管理課長	6. 気象記録	(1) 風向及び風速 (2) 降雨量 (3) 大気温度	10 年間	安全管理課長	
7. 保安教育の記録	(1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	3 年間	各課室長	7. 保安教育の記録	(1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	3 年間	各課室長	
8. 品質保証計画に関するの文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の項に掲げるものを除く）		作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間	安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職 契約部長 各課室長	8. 品質保証計画に関するの文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の項に掲げるものを除く。）		作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間	安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職 契約部長 各課室長	
9. 加工施設の定期的な評価の結果	(1) 保安活動の実施の状況の評価 (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 (3) 経年変化に関する技術的な評価 (4) 経年変化に関する技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間	施設管理課長 安全管理課長	9. 加工施設の定期的な評価の結果 注	(1) 保安活動の実施の状況の評価 (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 (3) 経年変化に関する技術的な評価 (4) 経年変化に関する技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間	施設管理課長 安全管理課長	

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）			変更後（補正後）			変更理由
第 2 2 表 記録及び保存に係る項目（第 8 6 条関係）（続き）			第 2 1 表 記録及び保存に係る項目（第 9 2 条関係）（3 / 3）			<ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由 3 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。 【補正にて変更】 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置に関する事項を追加する。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない加工施設の定期的な評価について、これまで実施した当該記録の保管を明確にするための注書きを追加する。
記録事項	保存期間	保存責任者	記録事項	保存期間	保存責任者	
（新規）			10. 廃止措置に係る工事の方法，時期及び対象となる加工施設の設備の名称	加工規則 第 7 条第 7 項に定 める期間	設備処理課長	
			<p>注) 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 22 条の 8 第 2 項に基づき，廃止措置計画の認可を受けた日までに評価した記録に適用する。</p>			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前（平成 30 年 10 月 31 日認可版）	変更後（補正後）	変更理由
	<p>附則</p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>